

第 47 回
古代城柵官衙遺跡検討会
— 資料集 —



令和 3 年 4 月
古代城柵官衙遺跡検討会

刊行にあたって

古代城柵官衙遺跡検討会は、昭和 50 年 2 月に第1回大会を開催して以来、毎年継続して行ってまいりました。第 47 回大会も令和 3 年 2 月に宮城県多賀城市で開催する予定で、調査成果報告と特集報告の準備をしておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延と、感染拡大防止の観点からやむなく開催を中止することといたしました。

しかし、令和 2 年度においても各機関・団体による古代城柵官衙遺跡及びその関連遺跡を対象とした発掘調査は進められており、着実な成果が得られています。そこで、世話人会で協議した結果、「令和 2 年度の調査成果を報告することは、東北地方に限らず他の地域の古代史研究にとって有用である」と考え、調査成果報告を掲載した「第 47 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集」として作成することといたしました。

本資料集は、調査報告のみで構成されていること等から、印刷製本は行わず全国遺跡報告総覧において PDF で公開し、公開時期を令和 3 年 4 月といたしました。これまで古代城柵官衙遺跡検討会において調査成果を報告し、参加者との意見交換により得られた成果等を報告書に反映させる取組を重視してまいりましたが、今回は大会が中止となったことから、各機関・団体の整理作業・報告書作成後の現段階での公式見解で報告をしていただくことといたしました。また、PDF 公開と閲覧しやすい環境にすることで、より多くの方々にご覧頂きたいと考えております。

最後になりますが、原稿の執筆と全国遺跡報告総覧での公開に御承諾頂いた各機関・団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 4 月

古代城柵官衙遺跡検討会
世話人代表 高橋栄一

第 47 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集

目 次

刊行にあたって

令和 2 年度調査成果

1. 法雲林遺跡	(青森県 青森県埋蔵文化財調査センター 木村恵理・長谷川大旗) 1
2. 秋田城跡 第 114・115 次調査の概要	(秋田県 秋田市立秋田城跡歴史資料館) 7
3. 払田柵跡 第 154 次調査の概要	(秋田県 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所) 13
4. 横手市雄物川町十足馬場地区の調査概要	(雄勝城・駅家研究会 高橋 学) 19
5. 彦右エ門橋窓跡～古代生産遺跡の発掘調査成果～	(宮城県 宮城県教育庁文化財課) 25
6. 多賀城跡 第 94 次調査	(宮城県 宮城県多賀城跡調査研究所) 31
7. 仙台市 長町駅東遺跡 第 14 次発掘調査	(宮城県 仙台市教育委員会 三浦一樹) 37
8. 原遺跡 第 5 次調査の概要	(宮城県 岩沼市教育委員会) 43
9. 宮城県白石市 馬場台遺跡 第 1・2 次調査の概要	(宮城県 白石市教育委員会) 49
10. 泉官衙遺跡 第 30 次調査	(福島県 南相馬市教育委員会 藤木 浩) 55
11. 浪江町 赤坂D遺跡	(福島県 公益財団法人福島県文化振興財團 能登谷宣康) 61

- ・本資料集は、令和 2 年度に東北地方で行われた古代城柵官衙遺跡及び城柵官衙関連遺跡の調査成果をまとめたものである。
- ・本資料集の作成及び全国遺跡報告総覧での PDF 公開については、報告を引き受けいただいた次の機関・団体から御協力および承諾を得た。なお、著作権は各機関・団体が保有している。
青森県埋蔵文化財調査センター、秋田市立秋田城跡歴史資料館、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所、雄勝城・駅家研究会、宮城県教育委員会、宮城県多賀城跡調査研究所、仙台市教育委員会、岩沼市教育委員会、白石市教育委員会、南相馬市教育委員会、福島県教育委員会

法靈林遺跡

青森県埋蔵文化財調査センター

木村 恵理 長谷川 大旗

1 調査要項

所在地 青森県八戸市大字田面木字法靈林

調査機関 青森県埋蔵文化財調査センター

調査期間 令和2年5月12日～10月9日

調査原因 3・3・8白銀市川環状線（尻内工区）道路改築事業

調査面積 3,600 m²

2 遺跡の概要

法靈林遺跡は八戸市の北西部、八戸市庁から南西に約3kmの地点に位置する。約100m北西には馬淵川が流れしており、遺跡は馬淵川右岸の標高9～23mほどの河岸段丘上に立地する（図1）。

遺跡周辺には古代の遺跡が多数存在しており（図1）、北東約500mの低位段丘上には7世紀初頭から断続的に集落が営まれた根城跡がある。南東約2.5kmの丘陵尾根上には7世紀後半～9世紀後半に末期古墳が造営された丹後平古墳群があるほか、中位段丘には田面木遺跡・酒美平遺跡・盲堤沢（3）遺跡といった丹後平古墳群の造営に関わったと想定されている集落（宇部2017）が存在する。

本遺跡はこれまでに八戸市教育委員会によって7地点の発掘調査が行われ、7世紀後半～8世紀を中心とする竪穴建物跡6棟等が確認された（図2）。

3 検出遺構と遺物

調査区は、北側の馬淵川に面した標高9～12mのA区と南側の標高18.5～20mのB区にわかれれる。両調査区で古代を中心とする遺構を確認した（図2）。古代の遺構としては、A区で竪穴建物跡5棟、溝跡1条、B区で竪穴建物跡6棟、土坑3基、性格不明遺構1基を検出した。このほかに古代以降に属すると考えられる溝跡3条、小柱穴160基がある。

（1）竪穴建物跡

古代の竪穴建物跡はA・B区合わせて11棟である。竪穴建物跡は八木光則（2010）の5段階分類に準拠すると、面積（検出面の長軸×短軸）15m²以下の小形5棟（SI02・04・07・08・10）、15～25m²の中形2棟（SI03・05）、25～40m²の大形2棟（SI01・11）、40～60m²の特大形1棟（SI09）、60m²以上の超大形1棟（SI06）に分類できる。いずれも主軸方向は北西であり、北西壁中央にカマドが構築される。燃焼部は屋内にあり、カマド煙道部は地下式の長煙道が主体である。袖部は粘土で構築され、芯材には土師器甕や磯、地山由来の粘土を切り出した

ものを利用している。このうち、4棟(SI03・SI06・SI07・SI11)は焼失堅穴建物跡であった。

また、3棟でカマドの天井や袖の破壊が確認された(SI01・SI06・SI07)。遺物はカマド周辺から出土する例が多く、土師器、須恵器、土製品、鉄製品等がみられる。遺物は現在整理中であるが、時期は概ね7世紀末～9世紀代に収まると考えられる。

(2) 溝跡

第1号溝跡(SD01)はA区の北西端で検出した。標高9mと最も低い地点に位置し、馬淵川に平行して南北に延びる。検出面からの深さは約60cmを測る。遺物は堆積土から土師器片が出土した。立地や出土遺物から奈良時代に帰属する可能性が高い。

(3) 土坑等

第6号土坑(SK06)は、炭化材が底面の壁際に沿って組まれたような状態で検出された。堆積土からは二次被熱した土師器片がまとまって出土している。第6号性格不明遺構(SX06)からは、複数個体の土師器甕の破片が折り重なった状態で検出された。いずれも、出土遺物から7世紀末～8世紀代に属するものと考えられる。

4 第6号堅穴建物跡(SI06)について

(1) 規模・構造等(図3・写真1)

B区北側に位置する。長軸8.0m、短軸7.8m、面積は62.4m²を測り、本遺跡では最大の堅穴建物跡である。主柱穴は6基検出した。その内側で貼床の下位から4基の主柱穴が検出されており、建物は拡張されたと考えられる。北西壁に構築されたカマドの燃焼部は破壊されており、天井材はカマドから約2m離れた床面から検出された。焼失堅穴建物跡であり、炭化材や焼土が北東壁付近を中心に確認されたほか、床面や壁に激しい被熱痕が残る。

(2) 遺物出土状況(図3・写真1)

SI06では下記の特徴的な遺物の出土状況が確認された。

- ①床面付近から刀子4点や手鎌、鐵鎌のほか、馬具の可能性がある鉄製品が出土した。
- ②建物の南西部で須恵器片がまとまって出土した。出土層位は炭化材や焼土が含まれる層の直上である。現在整理中であるが、複数個体の甕や瓶類が認められ、長頸瓶は少なくとも2個体が確認された。須恵器は炭化材や焼土と接していた面に二次的な被熱が確認できることから、焼失後、時間を空けずに建物内に入れられたと推測される。また、破壊されたカマドの上面では土師器甕の破片がまとまって出土した。出土状況から、須恵器と同様に建物が焼失した後、意図的に入れられたものと想定される。遺物の時期は概ね8世紀後半～9世紀初頭に収まると考えられる。

③堆積土及び床面付近で炭化米塊が12点出土した。コメは大部分が塊状を呈し、粒の形状変化が観察できるものを含むことから、炊飯等の加熱調理が行われた可能性がある。

- ④カマドの煙出しピットから鞘に納められた大刀が出土した。大刀は鋒を下に向け、柄頭は北東側にやや傾いた状態で検出された。出土状況から、煙道部に土が自然堆積した後に北東側開口部から大刀が入れられたと想定される。大刀の柄頭先端は屈曲しており、煙出し

ピット内に打ち込むために上から敲いた可能性がある。

(3) カマド煙出しピット出土の大刀について

SI06 出土の大刀は、柄頭が方形で鉄製の覆輪が装着されている。柄は反りを有し、柄～刃部まですべて鉄製（共鉄造り）の「方頭共鉄柄刀」に分類されるものである（津野 2005）。鞘尻金具と足金具は欠損するが、刀身全体に鞘の木質部が残存している。大刀は全長 62.4 cm、刃長 46.6 cm、柄幅 3.4 cm を測り（※写真上での計測のため参考値）、これらの特徴から 8 世紀中葉～後葉に位置づけられる（津野 2005）。類例は、岩手県山田町房の沢IV遺跡等において確認されている。

(4) SI06 の廃絶について

遺物出土状況等から、SI06 では建物の廃絶に伴う儀礼的な行為が行われたと捉えられ、次のような過程が想定される。

①建物内の片付け→②カマド天井及び袖の破壊→③建物の意図的な焼失→④焼失した建物内での須恵器・土師器の破壊→⑤煙出しピットへの鞘付きの大刀の挿入

②～④の間に大きな時間差は認められないが、⑤大刀の設置は煙出しピット内にある程度土が堆積した後に入れられており、建物の焼失とは若干の時間差が存在する可能性がある。

6 まとめ

本遺跡では、八戸市教育委員会調査分を合計して 17 棟の古代の堅穴建物跡が検出されている。今次調査の A 区は馬淵川によって形成された沖積低地に近接しており、八戸地域の同時期の遺跡の中では最も標高の低い地点に立地する集落跡である。周辺遺跡と比較すると、堅穴建物跡の構造や出土遺物は同じ低位段丘上に立地する根城跡のほか、田面木遺跡・酒美平遺跡・盲堤沢（3）遺跡等の中位段丘に立地する遺跡とも共通する点がある。また、SI06 で確認された須恵器や大刀、馬具は、当該時期において末期古墳からの出土例が多く、本遺跡周辺では丹後平古墳群において多数確認されている。

SI06 では上記のような特異な遺物の出土状況が確認されており、建物の廃絶に伴う儀礼行為が行われたと考えられる。同様の儀礼行為の痕跡は周辺遺跡では認められず、今後は類例を調査するとともに、周辺の集落跡や古墳群との関係性を検討し、八戸地域における本集落の位置付けを行う必要がある。

引用・参考文献

- （財）岩手県文化振興事業団 1998『房の沢IV遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興財團埋蔵文化財調査報告書第 287 集
- 宇部則保 2017「末期古墳とエミシ社会－三八・上北地方の様相－」『全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会第 30 回研修会 発表要旨集』
- 津野仁 2005「毛抜形太刀の系譜」『國學院大學考古学資料館紀要』第 21 帯
- 八木光則 2010『古代蝦夷社会の成立』同成社

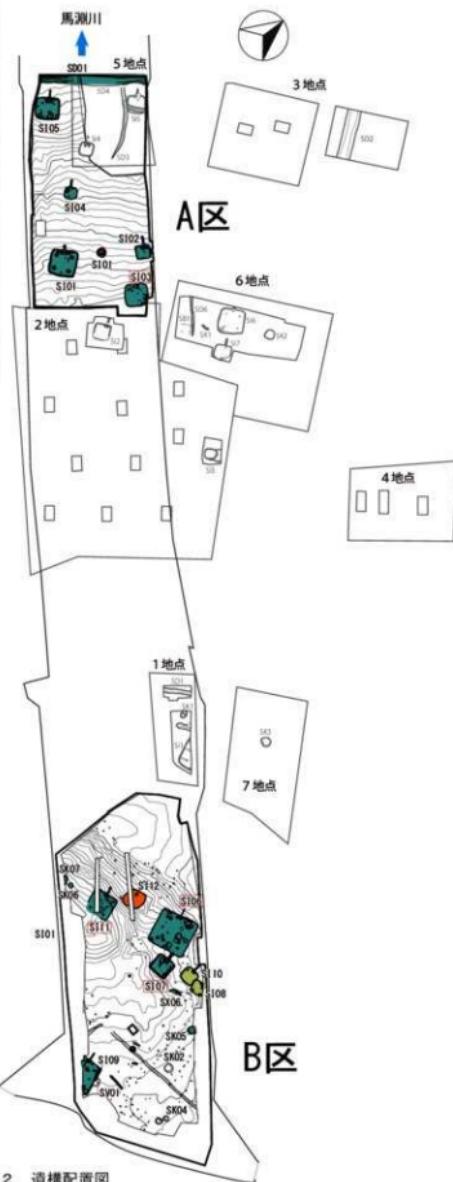
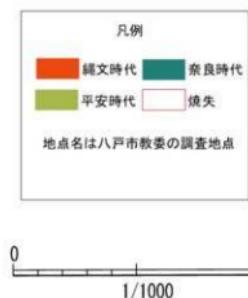
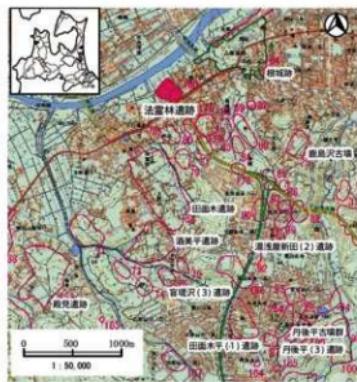


図2 遺構配置図

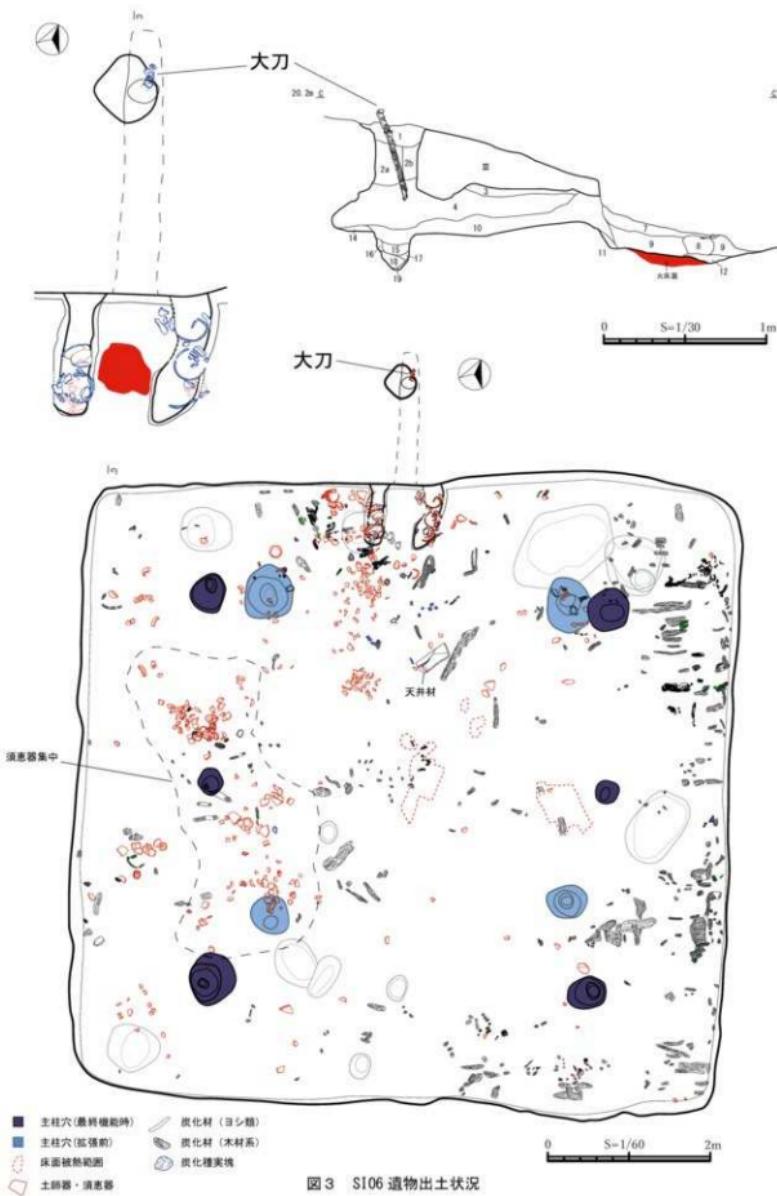


图3 S106 遗物出土状况



第6号竪穴建物跡 完掘状況（南東から）



第6号竪穴建物跡 炭化材出土状況（南西から）



第6号竪穴建物跡 遺物出土状況（南西から）



第6号竪穴建物跡出土 炭化米塊（北東から）



第6号竪穴建物跡 大刀・カマド出土状況（南西から）



カマド煙出しピット出土の大刀（南西から）



大刀 (S=1/8)

写真1 第6号竪穴建物跡 (SI06)

秋田城跡 第114・115次調査の概要

秋田市立秋田城跡歴史資料館

1 調査要項

所在 地：秋田県秋田市寺内地内

調査主体：秋田市

調査担当：秋田城跡歴史資料館

調査期間：第114次調査 令和2年4月27日～8月21日 調査面積：257 m²

第115次調査 令和2年8月17日～10月28日 調査面積：242 m²

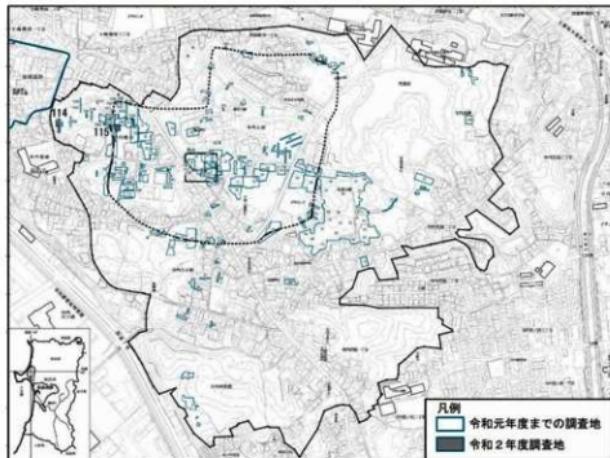
2 第114・115次調査地および周辺の概要について

（1）調査の目的と調査地の概要（第1図）

令和2年度の発掘調査は、焼山地区北西部の2箇所を調査対象として実施した。

第114次調査地は、焼山地区北西部、西側に伸びる尾根上地形の下方にあたり、周辺調査では外郭西門跡や門、城内外西大路の存在が確認されている。また、中世の墓域や土壘と門などの遺構が存在したことが確認されており、城外西大路の位置と実態の把握、ならびに当該地域の利用状況を把握することを目的に調査を実施した。

第115次調査地は、焼山地区北西部にあたる。周辺の調査では、外郭西門へ延びる築地塀および材木塀と、その外郭西辺区画施設と別れ、北東に延びる布堀り状溝の存在が確認されてい



第1図 秋田城跡発掘調査位置図 (S=1/10,000)

る。また、北側に隣接する第104次調査地でも南北方向の材木塀が検出されており、これらが一連の区画施設であるか確認し、年代や変遷を明らかにすることと、周辺の利用状況を把握することを目的に調査を実施した。

(2) 第114次調査の発見遺構について(第2図)

調査の結果、今次調査地の旧地形は、東から西へ下る傾斜面であり、中世や近世から現代にかけての削平や盛土などにより、現状が段状の地形となっていることが確認された。主な遺構として、溝跡3条、土坑13基、集石遺構1基、道路遺構1面が確認された。各遺構は第III～VII層面で検出されており、出土遺物などから第III～IV層は中世から近世にかけて、第V層以下は古代に造成された整地層であると考えられる。

①中世以降の利用状況の変遷

今次調査で検出された遺構で、最も新しいと考えられるのがSX2570集石遺構である。調査区中央北側の第III層面で検出されており、直径4mの円形範囲内に直径約5cm～12cmの礫が集中して確認されている。深さ6cm～24cmで円形に掘りこまれており、埋土に大量の礫が混入している。この礫の中から、一字一石經であると考えられる墨書が確認される礫が出土している。切り合い関係にあり、それより古いSD2558溝跡から寛永通宝が出土していることと合わせ、近世以降の仏教関連遺構であると考えられる。

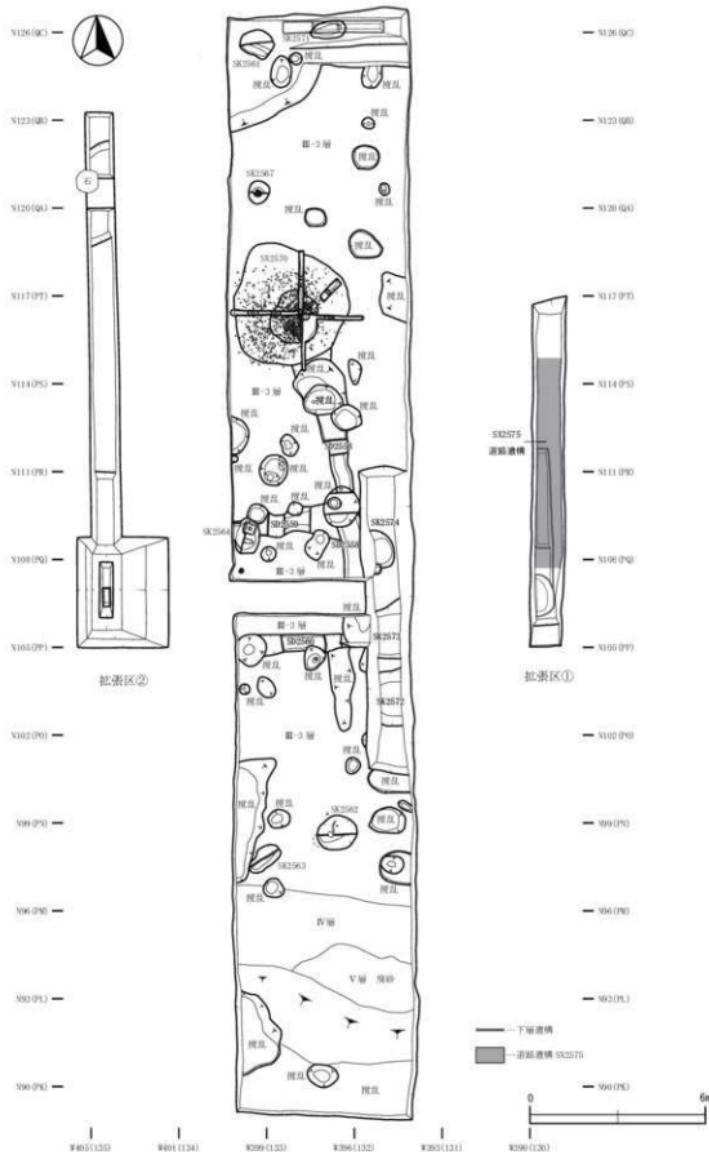
次に、今次調査で確認された土坑類SK2561～SK2569、SK2571～SK2574については、いずれも骨片や埋納錢と考えられる模銅錢が確認されていることから、土坑墓であると考えられる。上層の土坑墓には火葬骨片が多量に含まれており、模銅錢の錢種が限定されているのに対し、下層で検出された土坑墓については、火葬骨片の出土量が少なく、木棺のような遺物が確認されていることや、模銅錢の錢種について幅があるという差異が確認された。また、文献資料によると今次調査地付近に14世紀後半から17世紀初めにかけて、大悲寺が存在していたことが記されており、これら土坑墓類は寺院に関係する遺構であると考えられる。つまり、中世から近世初頭にかけての墓域としての利用において、2時期の段階があることが考えられる。

出土遺物として、12世紀後半の珠洲系陶器片や13世紀の壺器系陶器壺が出土していることから、遺構等は検出されなかったが、中世前期に、この地域の利用が遡る可能性が考えられる。

②城外西大路の変遷について

古代の遺構として、SX2575道路遺構が検出されている。これは外郭西門から延びる城外西大路の延長部分と考えられる。今回の調査や過年度調査に成果により、城外西大路が外郭西門から東へ延びる傾斜が緩やかな尾根筋を下り、西側の後城遺跡へ向かっていくことが確認された。

道路遺構は硬化面からなり、第VII-1層面と第VII-2層面の2時期が確認されている。道路幅は下層面道路が7m、上層面の道路は下層の路面に南側の補修拡張部を合わせると7.2mであり、はじめに第VII-2層が造成された後、補修等の目的をもって第VII-1層が造成されたと考えられる。道路遺構の年代については、上層および下層の出土遺物の年代などから、下層道路が8世紀前半の創建期、上層道路が8世紀後半の外郭II期以降と考えられる。さらに過年度調査



第2図 第114次調査地下層面構造全体図

において、尾根上方で確認されていた城外西大路の年代観が、外郭Ⅰ期およびⅡ期のものと、外郭Ⅲ期のものであることをふまえると上層道路については外郭Ⅲ期のものである可能性が考えられる。



第3図 秋田城跡基本構造関係位置図

(3) 第115次調査の発見遺構について

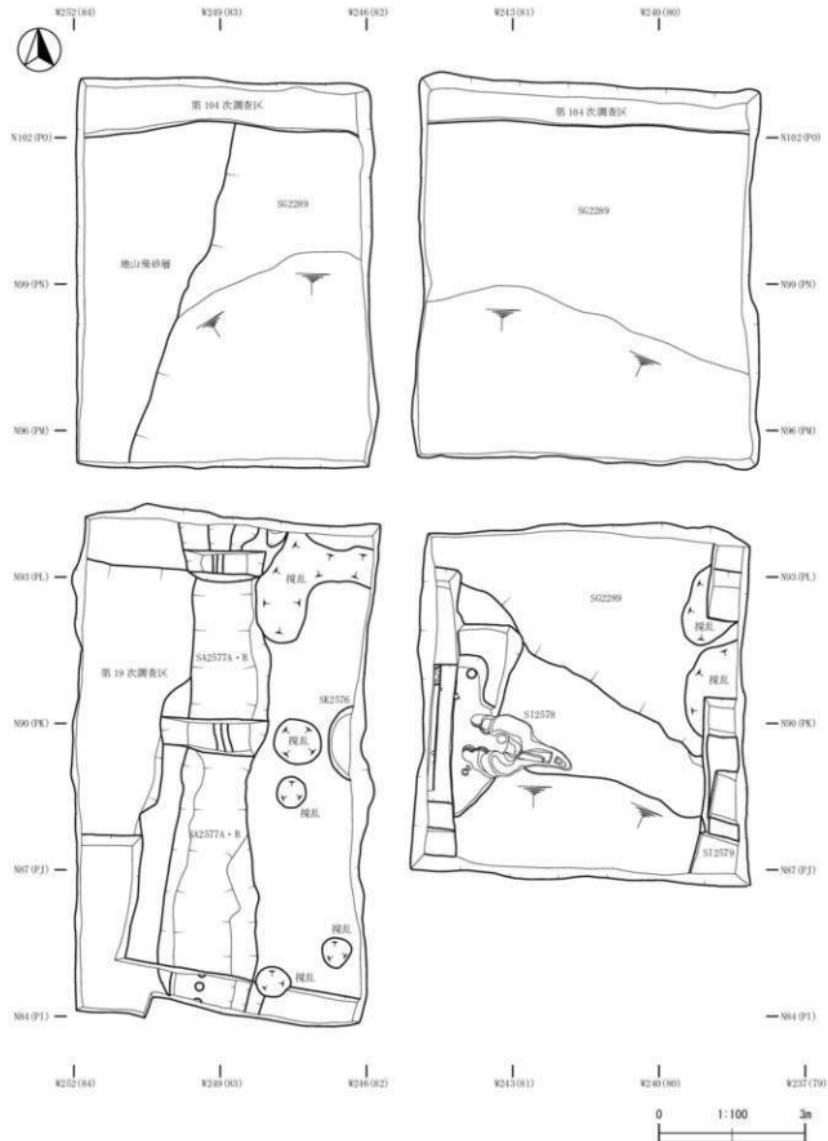
調査の結果、調査地北側では、第104次調査でも検出されていた近世の大きな土取り穴(SG2289)により、古代の包含層や遺構面が大きく削平されている状況が確認された。また、調査地の南側においても中世の整地や、近世以降や造成や耕作の痕跡が確認されており、古代の遺構面は大きく削平を受けていることを確認した。旧地形は、北から南へ低くなる傾斜面であったが、現況は近世以降の耕作に伴う造成や、近現代の削平により、北から南へ段状に低くなっている。主な遺構として材木塀1条、竪穴建物跡2軒、土坑1基が検出された。各遺構は第IV～VII層面で検出されており、第IV層は中世以降、第V層以下は古代に造成された整地層であると考えられる。

①利用状況の変遷について

中世以降については、今次調査において遺構は確認されていないが、第IV層のような中世整地や14世紀以降の遺物が検出されている。また周辺調査においても14世紀代と考えられる遺物が確認されていることや、文献資料においては、16世紀後半の安東氏による湊合戦において、「寺内の堀」をめぐり合戦が行われた記載があり、今回検出された中世整地や遺物は、この地区的利用がそれ以前に遡ることを示唆している。

古代の遺構については、SA2577A・B材木塀跡が確認されている。調査区南西の10世紀中葉段階の整地層と考えられる第V層面で検出された南北方向の材木塀跡である。幅1.7m～1.9m、長さ10m以上、深さ50cm。北で10°東に振れる。材抜き取り跡や一部に丸太材痕跡が確認されていることから材木塀の布堀り溝であったと考えられる。布堀りの堀り方に新旧2時期確認され、南側は調査区外に延び、南北方向にさらに延びると考えられるが、北側はSG2289土取り穴によって大きく削平されている。

最も古い遺構は、SI2578竪穴建物跡とSI2579竪穴建物跡である。これらの竪穴建物跡は出土遺物や検出層位から8世紀後半の遺構と考えられ、建物の方位や年代観により、一定の規格性を持って配置されたと考えられる。住居の年代は外郭Ⅱ期にあたり、当該時期においては、



第4図 第115次調査地造構全体図

外郭西門の城内側の利用が活発になったと考えられる。

②外郭西門周辺の外郭区画施設について

10世紀中葉遺構に造成された区画施設について、詳細を検討していく。今次調査において確認された SA2577A・B については、104次調査で確認された SA2278・SA2279 と、19次調査で確認された SD294 に連なる一連の遺構であると考えられる。SA2577A が SA2279 と、SA2577B が SA2278 と接続する。SA2577A が構築された後、SA2577B が構築されている。最終的には丸太材を抜き取られ、機能を停止している。埋土に差異が少ないとから、短期間に内に立て替えが行われていると考えられる。

検出された層位が 10世紀中葉の整地層であることから、それ以降の遺構であると考えられ、秋田城跡外郭区画施設の終末期にあたると考えられる。過年度調査の結果から、城内大路を横断する形で構築されていることや、外郭西門と接続しない方向に延びることから、外郭区画施設とは別に城内側を区画していると考えられる。今回の調査や 104 次調査の結果から、秋田城跡の終末期において外郭西門の東側が南北方向により簡略化した区画施設としての材木塀によって区画されていたことが把握された。

4. 令和2年度調査の成果と課題

調査の結果、第114次調査については、中世から近世にかけては火葬墓等の宗教関係遺構を確認し、墓域として利用されている状況を把握した。古代については、奈良時代から平安時代にかけての城外西大路に關係する道路遺構、整地層を確認し、外郭西門から尾根を下り西側の後城遺跡方向へ向かう道路の位置関係を確認した。今後はこれまでの調査成果と合わせ、城外西大路の変遷と方向性について構造を含めた総合的な検討が必要であり、また中世の利用状況についても総合的な利用状況と変遷の把握が必要である。

第115次調査については、過年度調査地にて検出されていた区画施設と連なる位置関係にある材木塀跡を確認し、外郭西辺の城内側に併行する区画施設の年代と位置等を把握した。他に周辺が、8世紀後半に堅穴建物跡が営まれて、居住域として利用されている状況を確認した。



第5図 焼山地区遺構配置図

払田柵跡第154次調査の概要

1 調査要項

遺跡所在地：秋田県大仙市払田、仙北郡美郷町本堂城回

調査主体：秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

調査地：秋田県大仙市払田字館前73ほか

調査期間：令和2年6月1日～11月18日

調査面積：210m²

2 調査概要

第154次調査は、史跡払田柵跡調査第10次5年計画（令和元～5年度）の2年次、外柵地区（沖積地・微高地部）の遺構内容及び「場の機能」を解明することを目的とした調査である。

沖積地・微高地における「場の機能」解明を目的とした調査は、第8次5年計画（平成21～25年）以降、主に外郭線の南側で継続して行ってきた。これまでの調査では、外郭南門東方官衙城及び外郭南門南西官衙城の南側で、9世紀末～10世紀初頭と推定されるS X2002・2141盛土整地地業が検出され、整地面からはS D2001・2154溝跡・土器焼成遺構・鍛冶炉等が、整地面下からは柱穴・祭祀に伴うと推定される土坑・焼土遺構等が確認されている。トレンチ調査により断続的に検出されているS D2154溝跡は、外郭南門南西官衙城から外郭線の南側を外郭線に並行して東西方向に延びており、第153次調査では、外郭南門から西に約206mの地点まで検出されていた。

第154次調査は、S D2154溝跡のさらに西側の状況の把握、真山と長森との間の沖積低地における遺構分布状況の確認を課題とした。調査地は、真山と長森との間の沖積地で、外郭西門の南に隣接する外柵域南西部である（第1図）。約3,300m²を対象とし、東西トレンチ2本、南北トレンチ2本、計210m²を発掘調査した（第2図）。

3 調査結果

【S D2154溝跡】

調査地東側の25列トレンチと中央部の1K列トレンチでS D2154溝跡を検出した。1K列トレンチの北側に設定した1N列トレンチと調査地西側の39列トレンチでは検出されなかった。

25列トレンチでは、南北方向のトレンチを横断し、東西方向に長さ約2m分を検出した（第3図）。溝跡の南側は溝跡と並行する近現代の流路跡が重複しており、溝跡の南側上端は失われている。トレンチ西壁では溝跡の断面形が逆台形を呈し、底面は平坦で側壁は外傾して直線的に立ち上がる。上端幅は推定4m、底面幅は3.5m、残存する深さは0.5m、底面標高は32.68m前後である。埋土の最下層に薄い砂礫層が堆積し、その上に厚く泥炭質粘土層が堆積していることから、掘削当初は若干の水流があり、その後、湿地状態で埋没したと推定される。埋没が進んだ

後、北側の凹部に十和田 a 火山灰がブロック状に堆積し、さらに火山灰を含む層が、ほぼ平坦になった溝跡の最上部を覆う。火山灰降下時点では溝としての形状はほぼ失われていたと推測される。外郭線材木塀の推定位置との距離は約25.5mである。

東西方向に設定した I K 列トレンチでは、南東から北西の斜め方向に長さ約10.7m分を検出した（第4図）。検出面での上端幅は約3mである。溝跡の西端は南北方向にトレンチを横断する小河川跡と接続している。平面観察では、溝跡と小河川跡には同一の埋土が堆積しており新旧関係は認められなかった。トレンチ北壁では、北東側の側壁が直線的に外傾し、南西側は小河川跡と接続し側壁の立ち上がりはない。溝跡の底面は平坦で、残存する深さは0.47m、底面標高は32.72m前後である。

小河川跡の上端幅は、検出面で約2.5m、底面から西側壁にかけて内湾気味に立ち上がる。残存する深さは0.52m、底面標高は32.60m前後である。小河川跡の西岸には、現存厚約24cm、最大幅約1.3mの土手状にVI層土が再堆積している。第153次調査では溝の両岸に溝掘削土を積み上げた土手を検出しているが、それと同様のもので、小河川の東岸に溝が接続することから、その対岸の補強、整形を意図して土手を積み上げたものと考えられる。

小河川跡の底面標高は、S D2154溝跡底面より約12cm低い。溝掘削時には同時に開口しており、底面標高の差が小さいことから小河川の水流が溝へも流入していたと推測される。その後、S D2154溝跡、小河川跡ともに主に泥炭質粘土層が堆積して同時に埋没していく。S D2154溝跡内の北側に形成された凹部の埋土中に十和田 a 火山灰がブロック状に堆積する。さらに火山灰を含む層が浅い窪地となった S D2154溝跡と小河川跡の最上部を覆う。S D2154溝跡と小河川跡との接続地点は、外郭線材木塀の推定位置とは約26.6m離れている。

いずれのトレンチでも、溝を浚渫したり改修した痕跡はなく、出土遺物もなかった。

以上の結果から、I K 列トレンチで検出した小河川跡と S D2154溝跡の接続部が、溝跡の西端部と推定する。S D2154溝跡は、東端部以外のほぼ全体を確認でき、その総延長は約363mである。長森の据部を巡る外郭線材木塀に並行して掘削され、真山と長森の間では長森の地形に沿うように北西方向に向きを変えており、外柵のように真山をも取り囲むものではないことが明らかとなつた。

第153次調査までの所見から、S D2154溝跡の掘削時期は10世紀初頭、十和田 a 火山灰層の堆積状況から、外郭南門付近以外（第152次調査45列以西）では10世紀前葉にはほとんど埋没していたと推定される。第154次調査においても、S D2154溝跡が埋没し浅い窪地又は湿地となった状態で火山灰が二次堆積しており、これまでの所見を追認した。

溝の存続期間における外郭線は、外郭線B期又はC期の材木塀である。S D2154溝跡と外郭線材木塀との間には約26mの距離があり、一定の空間が存在する。この範囲の地盤は堅固である。

【造構分布状況】

真山と長森の間は、真山の東側に真山から連続する堅固な地盤が延びていることが分かった。原地形は真山に近い西側ほど標高が高く、近現代に大きく削平されたものと推測される。一方、

長森の南側には丘陵の地盤が延びておらず、広範囲が滯水し湿地化しやすい環境だったと推測される。

また、東西トレントでは南北方向、南北トレントでは北西—南東方向の流路跡を検出した。古代から近現代に至るまで、真山と長森の間を通る概ね北西—南東方向の小河川が流路の位置を変えながら存在していたことが分かった。真山の東側で削平が比較的小さく、小河川の流路の浸食を受けていない範囲では、遺構が残存する可能性がある。S I 2209堅穴建物跡、S X 2207打込み杭がこの範囲で検出されており、今後精査を行う予定である。

4 まとめ

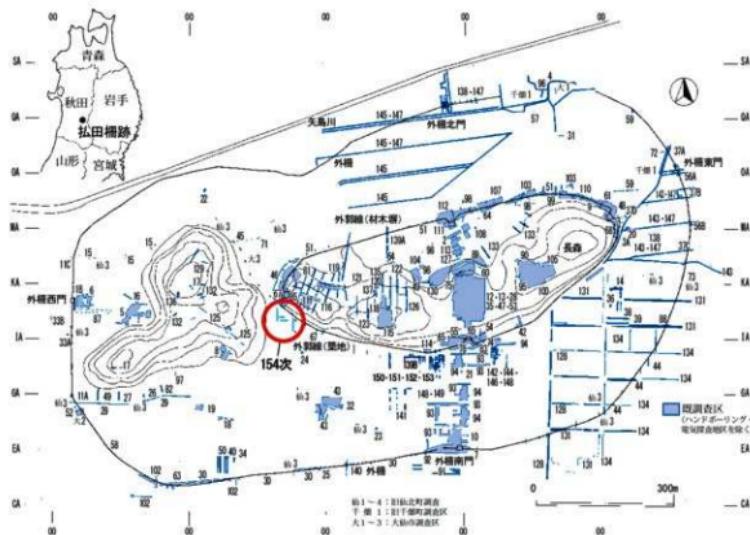
外郭線に並行する規模の大きい溝跡は、これまで計14次の調査で検出されている。これらの溝跡は、長森南側の S D 2001・S D 2154溝跡と長森北側の S D 1445溝跡等に大別される。S D 2001・S D 2154溝跡は10世紀初頭に掘削されたこと、S D 2001溝跡の東端部は外柵城東部を北東から南西に流下する河川に接続して開口することが分かっており、本調査においてS D 2154溝跡の西端部が真山と長森の間を南北に流れる小河川に接続し開口することも判明した。これにより、S D 2001・S D 2154溝跡は、人工の溝と自然流路を併用して長森南面及び東西を取り囲む構造物としたものと推測される。

S D 2154溝跡と外郭線との間には、外郭西門に近い本調査地で26m前後、長森南側では15m前後の距離がある。外郭南門南東のS D 2001溝跡と外郭線との距離は26m前後である。この間にはこれまで整地層、掘立柱建物跡、溝跡等の遺構が検出されている。溝の掘削により、城柵の南面は溝が最も外側を区画する施設となり、その内側に一定の区域を挟んで材木塀、門、櫓状建物が連なる構造となっている。

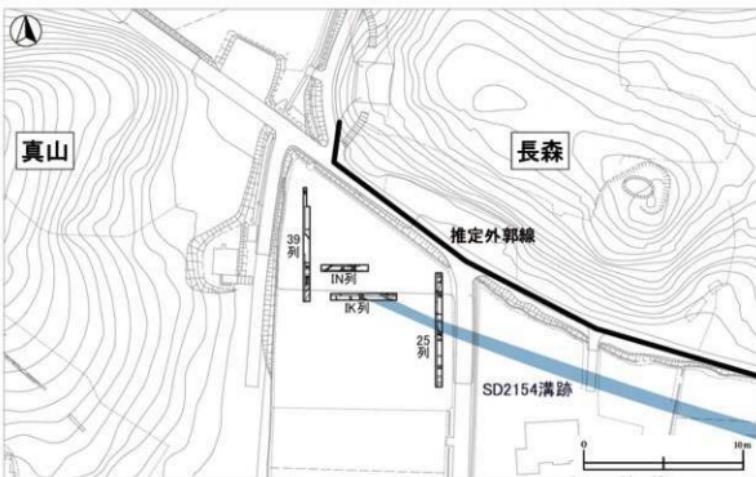
溝が掘削された10世紀初頭は、政庁第III期、外郭線材木塀・四門のC期、長森東方地区のE期（掘立柱建物群）がそれぞれ開始される時期である。さらに、長森西方地区では工房群から掘立柱建物群に替わり、外郭南門の南側が盛土造成されて官衙域が拡張される時期でもある。S D 2001・S D 2154溝跡の掘削及び外郭線材木塀との間の区域の創出もこの時の城柵改修の一環で行われたものであり、掘削の目的は城柵全体の場の機能の大規模な再編に関わるものと考えられる。

なお、S D 2154溝跡は、外郭南門南西官衙域よりも西側では、10世紀前葉頃にはほとんど埋没している。その後の外郭線D期においても改修された痕跡ではなく、結果的に一時的な構造物で終わっている。

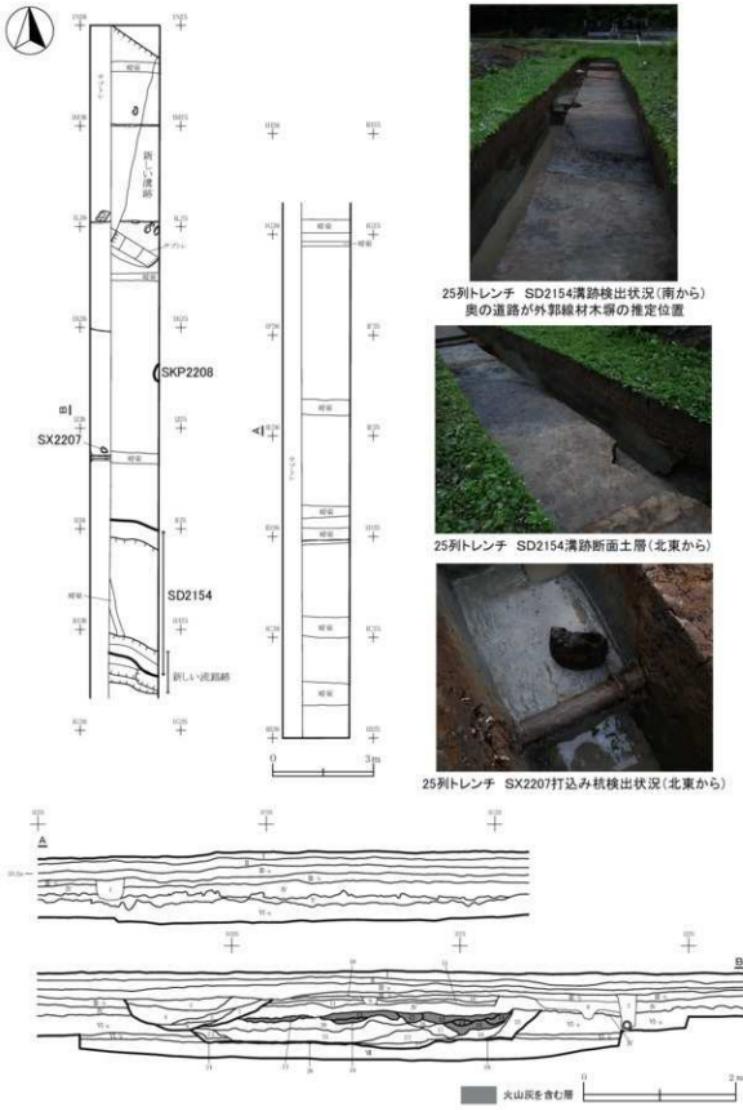
長森北側の外郭線材木塀に並行するS D 1445溝跡等については、北東端を除き外郭線との距離が6m前後と狭く、間に遺構が検出されていないこと、城柵創建当初から存在したと推定されていることなど、長森南側のS D 2001・S D 2154溝跡とは相違点がある。一方、十和田a火山灰の堆積状況等、埋没過程には共通する点もある。長森南側に溝が掘削された10世紀初頭には一時に長森全体が溝と河川によって取り囲まれた可能性もある。長森南側と併せた再検討は今後の課題としたい。



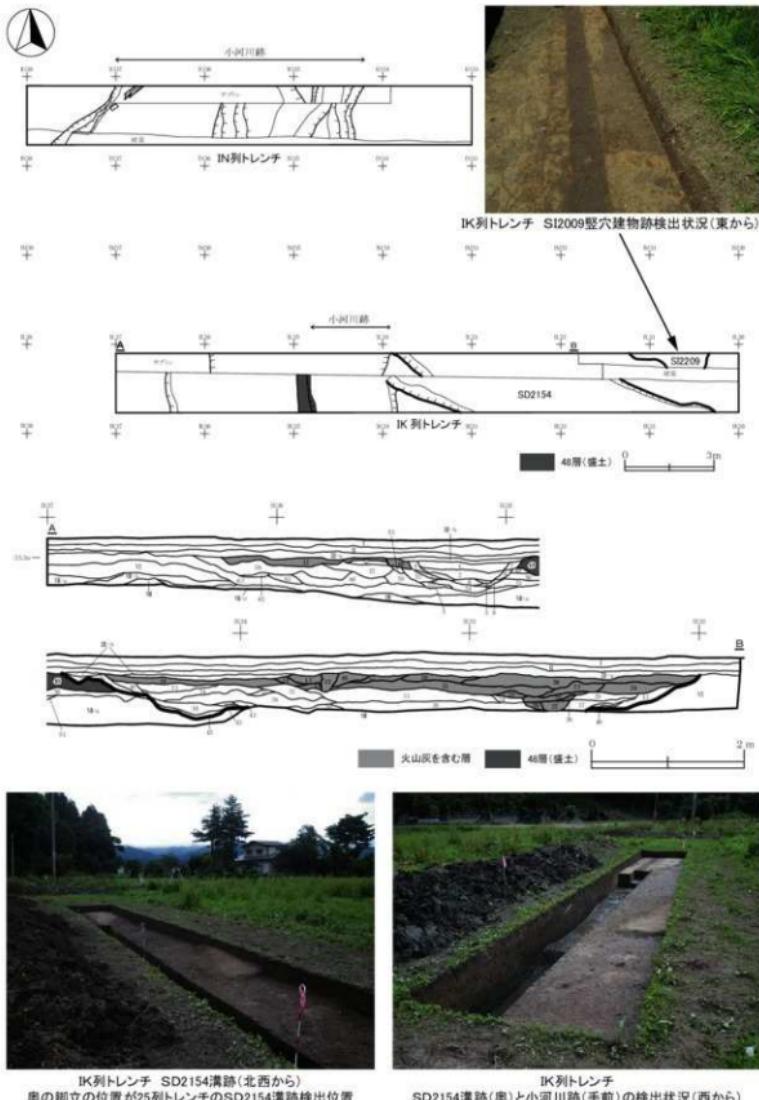
第1図 払田柵跡調査実施位置図



第2図 第154次調査トレンチ位置図



第3図 25列トレンチ平面図・断面図



第4図 IK列トレンチ平面図・断面図

横手市雄物川町十足馬場地区の調査概要

高橋 学（雄勝城・駅家研究会）

I 調査目的と調査地点の選定

雄勝城・駅家研究会は、横手盆地内に存在したはずの雄勝城や雄勝郡衙・駅家、寺院等の関連する遺跡の所在地特定やそれぞれの遺跡が果たした役割を究明することを目指し、平成31年4月に発足した民間団体である。令和元年10月に第1回目の発掘調査を横手市雄物川町造山地区の蝦夷塚古墳群を対象に実施し、その結果報告は、前回の第46回古代城柵官衙遺跡検討会資料集（以下、前回資料集）や『蝦夷塚古墳群発掘調査報告書－雄勝城等擬定地遺跡の検証－』（2020年3月、雄勝城・駅家研究会）として公刊した。

第2回目の発掘調査は、同じ造山地区の十足馬場地内を対象とすることにした。当該地を選定した理由は、令和元年11月の秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が払田柵跡関連遺跡の調査として実施した鎧袋遺跡の発掘成果に基づく。

鎧袋遺跡は造山地区の北東部、県立雄物川高校の東側に位置し、調査の結果、溝跡と铸造関連の工房跡の可能性がある竪穴状遺構等が検出され、出土遺物から雄勝城の造営時期と重なる奈良時代であることが確認された。溝跡は幅約1m、深さ約0.5mであり、東西方向に2条平行して発見され、溝間の距離は約10mある。平成18年には横手市教育委員会が鎧袋遺跡の東側に隣接する東柵遺跡を調査していたが、その際にも2条の溝跡が検出されていた。溝跡の配置を図上で確認すると、両者の2条とも同一線上に繋がることが判明し、その距離は約130mに達する（第1図の点線表示部）。わずかな調査範囲に過ぎないが、溝跡は土地の区画を示す地割り、あるいは道路側溝の可能性が高くなった。

鎧袋遺跡－東柵遺跡で検出された溝跡を西方向に延長させると、それは雄物川高校正門から西側に延びる道路（市道 雄物川高校2号線）と重なることが判明した。このことから、高校正門から延びる市道とは奈良時代に地割りが実施され、それが今まで継続していると推定し、これに直交する造山－沼館を結ぶ南北道路（県道、主要地方道 湯沢雄物川大曲線）の成立も奈良時代に遡るのではないかと想定した。

これを受けて東西・南北道路の隣接地で、地権者からの承諾を得ることができた2地点を研究会としての第2回目発掘調査地に選定した（第1図）。周知の遺跡外にあたるため、十足馬場A地点、B地点として調査することにした。

2 調査要項

調査地 横手市雄物川町造山字十足馬場（A・B地点）

調査期間 令和2年11月1日～11月15日（実働11日間、15日：見学会）

調査面積 A地点 60m²（トレンチ1本） B地点 195m²（トレンチ4本）

協力団体 造山の歴史を語る会 横手市教育委員会文化財保護課 由理柵・駅家研究会

参加者 発掘作業ボランティア 延べ76名（実働8日間）

見学者 204名（うち、15日の見学会130名）

検出遺構 A地点 なし（ただし、奈良時代の盛土整地層を確認）

B地点 竪穴建物跡2棟 柱掘形9基、溝跡1条（いずれも奈良時代）

出土遺物 A地点 土師器（壺・甕）、須恵器（壺・甕・壺）

B地点 土師器（壺・甕）、須恵器（壺・蓋・甕・壺）、鉄製品



3 調査結果

(1) 十足馬場A地点

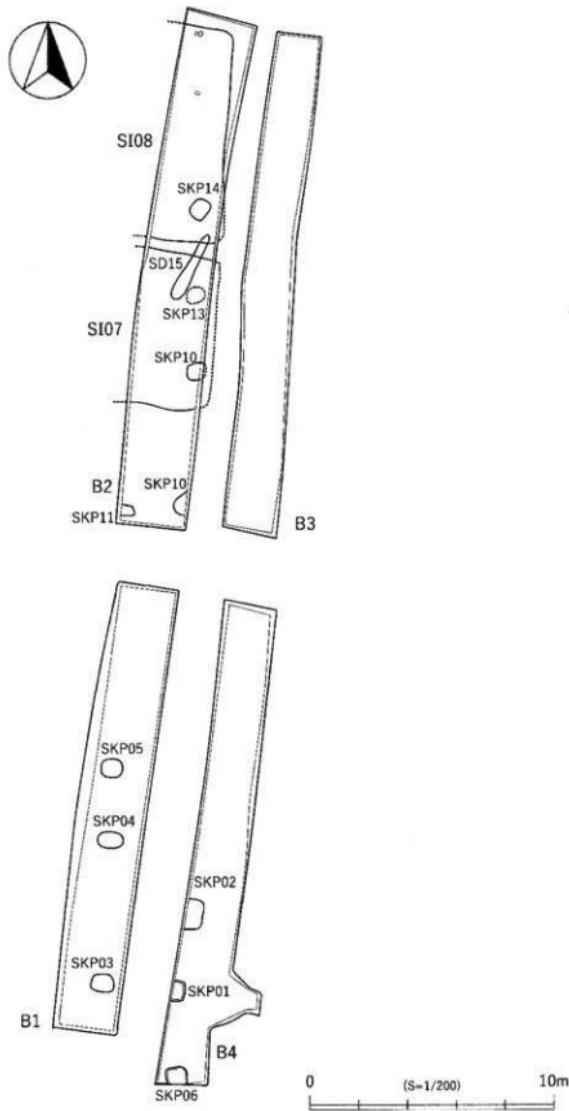
雄物川高校前の市道から北側に約40mの旧畠地（標高50m）に東西方向のトレント1本（幅2.5m×長さ24m、第2図A1）を設定して精査を行った。

トレントの西端から中央部では表土（耕作土）から20~25cm程で砂利層の地山（基盤層）に達するが、トレント東端では砂利層までの深さが1.1mあった。表土から砂利層までの間に黒色土層が形成され、その堆積層を観察すると次の所見を得ることができた。

本地点の旧地形は、高校寄りの東側に向かって傾斜しており、ここに黒色土で盛土整地を行い、平坦面を造成していることが判明した。黒色土中には奈良時代の土師器・須恵器が含まれることから、盛土整地の時期は雄勝城造営時期と重なる可能性がある。今回のトレント内から



第2図 十足馬場地区のトレンチ配置図



第3図 十足馬場B地点の検出遺構

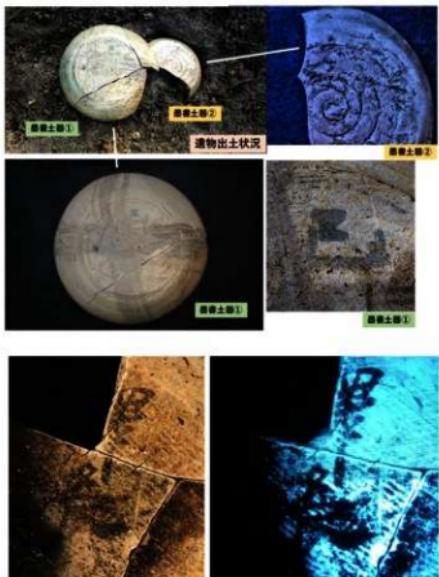
明確な遺構の検出はなかったが、現在の地表面下25cmには奈良時代の生活面があり、調査区外の隣接地には建物・住居等の施設が存在していたと推定する。

(2) 十足馬場B地点

雄物川高校前の市道から約150m南、造山－沼館を結ぶ南北道路（県道）の東約50mの旧水田（標高51m）に南北方向のトレンチ4本（幅2～2.5m、長さ18～21m、第2図B 1～B 4）を設定して精査を行った、B 3を除く3本のトレンチ内から、竪穴建物跡や掘立柱建物を構成するであろう複数の柱掘形等が検出された（第3図）。

竪穴建物跡は、厚さ15～20cmの表土（水田耕作土）層下の黒色土層を掘り込み面とする2棟が約0.5mの間隔をおいて南北に並んで検出された。南側の1棟（第3図 SI07）は南北方向の長さが6.4m、北側（SI08）は8.8m、その深さは表土から0.65～0.70mであった。

SI08は北東隅部が確認でき、南側のSI07も隣接する東側のB 3トレンチからプランの検出がなかったことから、両棟とも竪穴東側壁面を揃えたものと推測される。なお、両者ともカマドや焼土は未確認である。



「驛長」？の墨書き土器（右：赤外線写真）

一方の柱掘形（SKP）は一辺が80～90cm程の隅丸方形もしくは楕円状を呈する。SKP01・06の2基を10cm程掘り下げたところ柱痕跡は確認できなかったが、ボーリング棒での探査により、深さが80～90cmに及ぶことが判明した。また柱掘形が竪穴建物と同じ軸線、南北方向に並ぶこと、SKP 01～06間、SKP10～13間、SKP13～14間の柱間距離が3.3m（11尺）であることも確認された。さらに遺構の配置や重複関係を整理すれば、（旧）SI 07→ SI08→ SKP10・13・14（新）となる。出土遺物は遺構内外を含め、おおむね8世紀代に限定され、竪穴建物と掘立柱建物とも南北方向に並うことから、同一の計画・規制に基づく構築と建て替えが繰り返されたと類推される。

出土遺物のうち、SI08床面上から3点の墨書き土器が出土した。墨書きはいずれも底面外側にあり、①「巳」

あるいは「己」（須恵器坏）、②判読不能（3文字か、須恵器坏）、③「□長」（2文字、土師器坏）である。①と②は隣り合って両者とも倒立して確認されたこと、①は欠損部がなく完全な形であることから、意図的に置かれたと見られる。③は一文字目の残画「翠」と二文字目「長」のつく熟語から「驛長」の可能性もある。なお、③の土師器坏は、内面ミガキのち黒色処理、底部は静止糸切りのち体部下半～底面外周に手持ちケズリが入る。

4 十足馬場B地点の成果から読み取れること

十足馬場地区B地点から検出された、奈良時代の竪穴建物跡と掘立柱建物を構成する柱掘形、その軸線方向、さらに SI08床面直上出土の墨書き器が「驛長」（＝駅長）とすれば、どのような推測が可能となるのか。

横手盆地内には史料上、天平宝字3年（759）に「出羽山道駿路」が開通する。ここには、現在の山形県側に3駅（玉野－避翼－平戈）、秋田県側に3駅（横河－雄勝－助河）が置かれる。平成18年に刊行された『横手市史 史料編 古代・中世』によれば、玉野は尾花沢市、避翼は最上郡舟形町、平戈は同郡金山町、ここで県境（神室山北側の有屋峠か）を越えて秋田県に入り、横河は雄勝町（湯沢市）、雄勝は羽後町、助河は河辺町（秋田市河辺）とされる。なお、出羽山道駿路は史料上の名称ではなく、昭和48年に刊行された『出羽の国』（学生社）において、当時秋田大学教授であった新野直吉氏が初めて明示した用語である。

南北方向の県道を出羽山道駿路と仮定すれば、十足馬場地区に駅家あるいはその関連施設があったのではないか。とすれば、その駅家は「雄勝駅家」なのか。ただしその場合の最大の難点は、ここが平鹿郡域なのに「雄勝」と言えるのか、という一点に集約される。ところが考古学的成果を整理すると、本地区は「雄勝村」の一角を占めていたと推定ができるのである。

史料上では、『続日本紀』天平5年（733）12月条に、「雄勝村に郡を建て民を居く」とある。これが「雄勝」の地名の初見であり、条文の記述に従えば、733年以前から「雄勝村」は存在していたことになる。

横手盆地内の発掘調査による資料の蓄積は進んでおり、奈良時代の集落遺跡は20遺跡から約50棟の竪穴建物跡が発見されている。現在までのところ、1例（旧仙北郡、当時は山本郡）を除くすべては、横手市内（旧平鹿郡）での検出例であり、特に造山地区内に集中する。一方で、羽後町を含む雄勝郡内での確認例は一切ない。

のことからすれば、733年に雄勝村とされた場所とは旧平鹿郡内、特に集中箇所である造山地区が「雄勝村」の中核村であった可能性が高く、後の759年にこの周辺に「雄勝駅家」が置かれたとしても不自然ではないと考える。

令和3年度、第3回目の発掘調査は、再び十足馬場地区B地点の隣接地を対象にする予定であり、上記の推定の可否を含め検証を継続していく。

彦右工門橋窯跡

～古代生産遺跡の発掘調査成果～

宮城県教育庁文化財課

1. 調査要項

所在地：大衡村大衡字萱刈場・字吹付

駒場字彦右衛門橋

調査原因：国道4号拡幅工事

調査期間：2020年9月3日～12月25日

対象面積：約1600 m²調査面積：約1000 m²（6区）

調査主体：宮城県教育委員会

調査協力：大衡村教育委員会

調査担当：佐藤涉、伊東博昭、風間啓太



図1 彦右工門橋窯跡の立地と調査区

2. 彦右工門橋窯跡の立地と大衡窯跡群

彦右工門橋窯跡は大衡村駒場字彦右衛門橋・字吹付・字萱刈場ほかに所在する（図1）。大衡村の北側、大衡村役場から北に約3kmの大松沢丘陵西縁の緩斜面に立地するこの地域では、彦右工門橋窯跡のほかにも待井沢窯跡A・B地点、萱刈場窯跡A・B・C地点、吹付窯跡、吹付B窯跡、横前窯跡の9地点で古代の窯跡が複数みつかっており、それらは総じて大衡窯跡群と呼ばれている（図2）。窯跡の年代は8世紀中頃から9世紀後半で、須恵器を中心に生産している。

昨年度は、丘陵南緩斜面から沢にあたる部分（図1⑤）で土師器焼成遺構6基、鉄滓を廃棄した土坑2基、焼成遺構3基、整地層、古代の河川跡を調査した。窯本体はみつかっていないが、整地層や土師器焼成遺構を埋め戻した土から、窯跡に由来するとみられる瓦や大量の須恵器が出土している。瓦のなかには、名生館官衙遺跡やその附属寺院の伏見廃寺などでみつかっていた珠文縁素弁蓮華文軒丸瓦があり、本遺跡がその生産地であることが判明した。



図2 大衡窯跡群と調査地点

3. 発見した遺構と遺物

今年度の調査区(図1④)は、昨年度調査区の北側、南北を西から入る沢に挟まれた東から西に延びる丘陵西端の頂部にあたる。丘陵頂部平坦面で掘立柱建物跡1棟、竪穴建物跡8棟、土師器焼成構造11基、土坑などを調査した。遺物は、整理用コンテナで70箱ほどある。大半が土師器と須恵器で、わずかに瓦などが出土している。

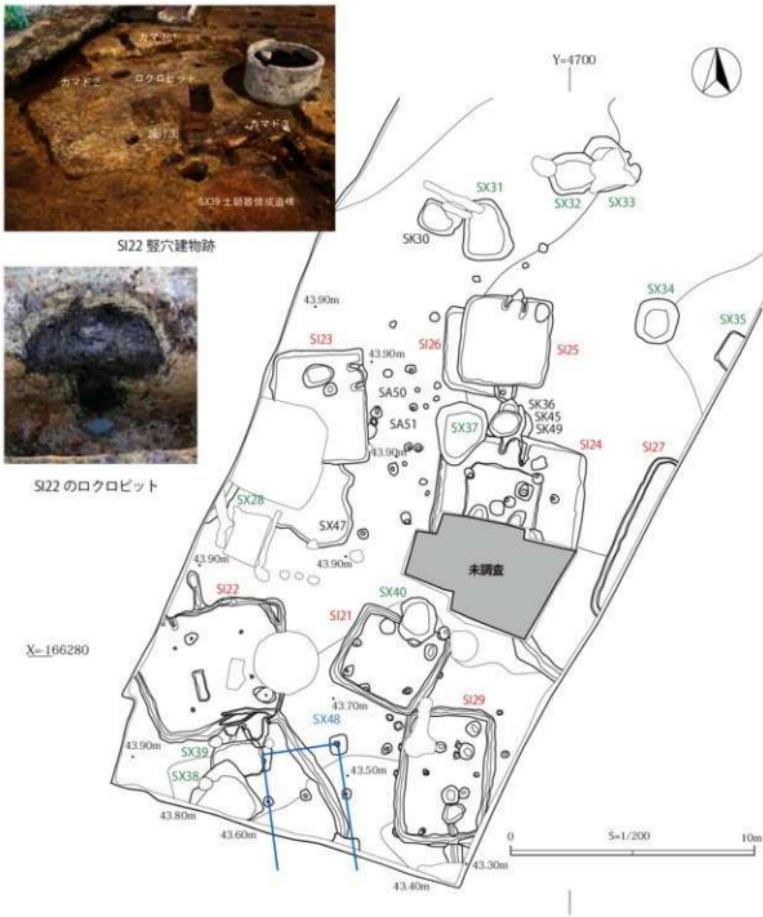


図3 彦右工門橋窯跡平面図

豎穴建物跡

丘陵頂部平坦面に集中する。いずれも近接、あるいは重複した状態で検出されており、北西に向かってなだらかに低くなる調査区北側斜面には建物跡は分布しない。表1に示したように、建物跡は平面規模や付属施設の種類が多様で、ロクロビットや粘土塊など土器製作をうかがわせる遺構や状況を確認している。以下、各施設の特徴などを報告する。

カマド 建物ごとに異なるカマド構造が採用されており、多様性がみられる。

【位置】SI23とSI29は東辺には付設されており、それぞれ、北東隅寄り、南東隅寄りにある。SI22では北辺中央にカマド1、北辺西寄りにカマド2、南辺南東付近にカマド3の計3基が付設され、カマド2・3は辺の隅に寄る傾向が認められた。

【構造】調査したカマドは、燃焼部の付設位置と煙道の長短から3つに大別できる。

I類 燃焼部が建物壁の内側にあり、長煙道のもの。(SI22 カマド1、SI24)

SI24では袖は粘土で構築され、燃焼部下の周溝を須恵器甕片で蓋をしてカマドを構築しているSI22 カマド1の袖は残存しない。

II類 燃焼部が建物壁の内側にあり、短煙道のもの。(SI23、SI25)

SI25では土師器長胴甕を逆位で据えて焚口付近の袖の芯材としている。また、燃焼部内で横に並んだ土師器長胴甕が燃焼部で出土しているが、2口で横掛けされていた状態を示すとみられる。

III類 燃焼部が建物壁の外側にあり、短煙道のもの。(SI22 カマド3、SI26)

壁を掘り込み構築されている。SI22 カマド3の壁は粘土が貼られており、焚口側に口縁部を向けた横位の土師器長胴甕を芯材としていた。左壁前端付近では逆位の土師器長胴甕片が残つており、そこでも土師器甕を芯材としていたとみられる。SI26ではカマド本体のうち半分が建物の外にある。なお、SI21、SI22 カマド2、SI29では燃焼部が建物壁の内側にあるが、煙道の長短は削平、あるいは調査区外にあるため不明である。

支脚はSI24で専用支脚が出土したほかは転用であり、SI23・26では逆位にした土師器甕体下部～底部片を支脚とする。

表1 豊穴建物跡一覧

規模・深さ・方位 東西(m) 南北(m) 深さ(cm)	方位	主柱	床	カマド 位置	焼け面	粘土	建物内		外延溝
							ビット	土坑	
SI21	4.1	3.6	18	N30° E ○	貼床	北	○	—	— 2
SI22	6.4	5.2	36	N22° W 4本	南半貼床	北2南1	○	一部あり?	○ 5 ○
SI23	3.8	4.7	28	N4° W 外?	外縁貼床	東	○	部分	— 2
SI24	6.1	4.3~	24	N10° E 4本?	貼床	北	○	広範囲・塊	○ 2 ○
SI24旧	3	2.2~	10	N10° E —	地山床	—	—	—	— 2
SI25	3.6	3.6	32	N4° E —	一部貼床	北	—	—	— 1
SI26	3.2~	3.4	18	N4° E —	地山床	南	—	塊	— —
SI27	0.8~	7.2	12	N25° E —	貼床	—	—	—	— —
SI29	3.9	5.7	26	N7° E 外	南半貼床	東	○	—	? 5 ○

ロクロピット

SI22 では断面漏斗状で軸径 10 cm・軸長 34 cm、SI24 では断面形台形状で軸径 6 cm・軸長 49 cm である。SI24 ではピットの近くに粘土塊がある。主柱穴と規模・構造が異なること、柱穴として位置が組み合わないことからロクロピットと判断した。これらのほかに SI29 では柱または軸木とみられる痕跡を伴うピットを検出している。構造は柱穴と同じであるが、主柱穴として組まないことからロクロピットの可能性もある。

粘土

粘土塊は SI24・SI26 で確認した。平面楕円形の塊で、厚さ 10 cm 前後である。また SI23 では建物南東隅付近、I24 では北辺付近を除いて厚さ 1 ~ 5 cm ほどの固くしまった粘土の広がりを確認している。これは貼り直された床、あるいは土器づくりに使われた粘土の残りや貯蔵された粘土の残滓が何度も踏み固められたものと考えられる。

土師器焼成遺構

堅穴建物跡と同様に丘陵頂部平坦面に集中するが、建物跡よりやや分布範囲が北まで広がっている。11 基のうち 3 基が堅穴建物跡と重複し、堅穴建物跡より新しい。

平面形は隅丸方形、楕円形、楕円形の一方が窄まつたいわゆるイチジク形がある。規模は全体の傾向をみると、イチジク形のものが大きく長軸 2.5 m 前後、短軸 2 m 前後、楕円形・隅丸方形は相対的に小さく、長軸 2 m 前後、短軸 1.5 m 前後であるが、これ未満のものもある。断面は平坦な床から緩やかに壁が立ち上がるが、イチジク形のものは窄まる側（前壁）は緩やかだが、その反対側（奥壁）はやや直に立ち上がる。被熱痕は、奥壁と奥壁側の床が強く焼ける反面、前壁側はあまり焼けていない。断面や平面から前後を判断できない焼成遺構でも被熱面が偏ることから、イチジク形と同様の構造と使い方がわかったことが分かる。

遺物は焼成遺構に伴う黒色土層からロクロ調整の土師器壊・甕片が出土している。器面が剥離した破片や小破片の出土が目立つ。

出土遺物

土師器、須恵器、平瓦・丸瓦などの瓦や陶製の錘と紡錘車などが出土している。以下では、遺物の主体を占める土師器と須恵器を概観する。

土師器はこれまで確認されたものはすべてロクロ調整である。壺、蓋、小形甕、長胴甕、櫃などがある。櫃は、底部が張り出す無底の櫃である。相対的に壺は少量である。須恵器は、壺、高台壺、双耳壺、塊、高壺、盤、蓋、壺、鉢、中甕、大甕などがある。壺底部は、ほとんどがヘラ切り無調整で、回転糸切り無調整のものや手持ちヘラケズリを施したもののがみられる。



図4 SI21 壺穴建物跡（北から）



図5 SI24 壺穴建物跡（南から）



図6 SI24 ロクロピット（東から）



図7 SI25 壺穴建物跡（南西から）



図8 SI25 カマド（南から）



図9 SX37 土師器焼成遺構（南から）



図10 SI29 壺穴建物跡（西から）



図11 SI29 カマド下暗渠（西から）



図12 SX38・39 土師器焼成遺構（南東から）

まとめ

建物に敷設されたロクロピットや床に置かれた粘土塊は、建物内の土器づくりを端的に想定させるものである。このほかにも外延溝や焼土や炭化物、土器片を多く含む堆積土を確認した建物内土坑などいずれも作業場としての性格を示す施設や状況を確認している。また、SI29では堆積土・床から大量の須恵器を中心とした土器が出土している。須恵器は壊だけでなく多数の盤や双耳壺なども含んでいる。須恵器窯に近接した立地であることを踏まえると、壺穴建物のうち、上記の施設をもつ SI22・23・24・26・29 は、須恵器生産にかかわる作業場であった可能性がある。

彦右エ門橋窯跡では、壺穴建物が作業場としての性格が強いことと合わせて、カマドが3基ある SI22 など、頻繁な施設のつくり替えが確認できた。こうした状況とカマドや壺穴建物構造の多様性は、彦右エ門橋窯跡の建物群が作業のある時期のみ利用される、時期ごとに工人の入れ替えがあった可能性も今後の検討課題としておきたい。

重複関係は、壺穴建物より土師器焼成遺構が新しいことから、今回の調査区は須恵器生産の作業場として利用されたのち、土師器を焼成する場に変化したとみられる。

時期は整理中のため、現時点で詳細を示すことは困難だが、おもな壺穴建物跡が窯跡操業時期と並行する 8 世紀後葉～9 世紀前葉（一部 9 世紀中葉を含む）、土師器焼成遺構が建物跡の時期以降の 9 世紀代と大きく捉えておきたい。



図 13 彦右工門橋窯跡遠景（南東から）



図 14 彦右工門橋窯跡俯瞰写真（下が西 右が南）

多賀城跡 第94次調査

宮城県多賀城跡調査研究所

調査要項

所 在 地：多賀城市市川字大畑地内

調査指導：多賀城跡調査研究委員会
(委員長 佐藤 信)

調査主体：宮城県教育委員会

(教育長 伊東昭代)

調査担当：宮城県多賀城跡調査研究所
(所長 高橋栄一)

調査協力：多賀城市教育委員会

調 査 員：高橋栄一・白崎恵介・
村上裕次・初鹿野博之・
高橋 透・鈴木貴生

調査期間：令和2年5月21日～
令和2年11月13日

調査面積：約600m²



写真1 多賀城跡と調査区の位置（南西から）

1 はじめに

宮城県多賀城跡調査研究所では昭和44年以来、特別史跡多賀城跡の発掘調査を計画的に実施し、遺跡の実態解明に向けた研究を進めている。令和2年度は、多賀城市が多賀城創建1300年記念の一環として多目的広場の整備を予定している多賀城政府北側の政庁地区北方を対象に、第94次調査を実施した（写真1・2、第1図）。

政庁地区北方の調査は、これまで政庁の北側隣接地を中心に4度にわたって行われている（第2図）。その結果、政庁第Ⅲ期（780～869年）以降に掘立柱建物や竪穴建物などの遺構が確認されるようになること、政庁第Ⅳ期（869年～11世紀前半）には、政庁と一体的に機能した大型の掘立柱建物群「政庁北方建物」が認められることなど、政庁地区北方は政庁と密接な関係を持つ地区であることが判明している。そこで、今回の調査は、これまでに調査が行われた地点よりもさらに北側の範囲を対象に、遺構の分布や構成等の把握を目的として実施した。

2 調査成果

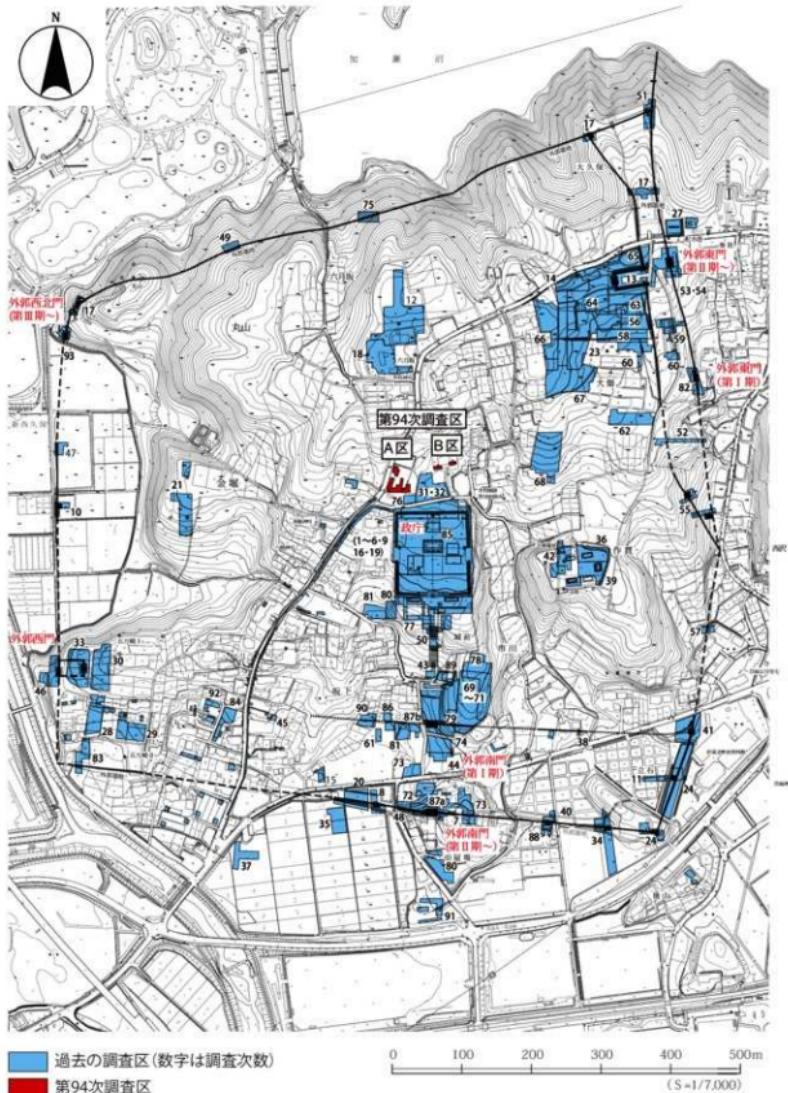
調査地点はA区とB区の2ヶ所で、政庁正殿から北に約80～120mの位置にある（写真2、第2図）。

（1）A区の調査

A区は政庁北側の東から西に入る深い沢に面した丘陵上にあり、現在の標高は34～36mで、北西から南東に下るわずかな傾斜が認められる。丘陵尾根部分に「E」字形の調査区を設定した。



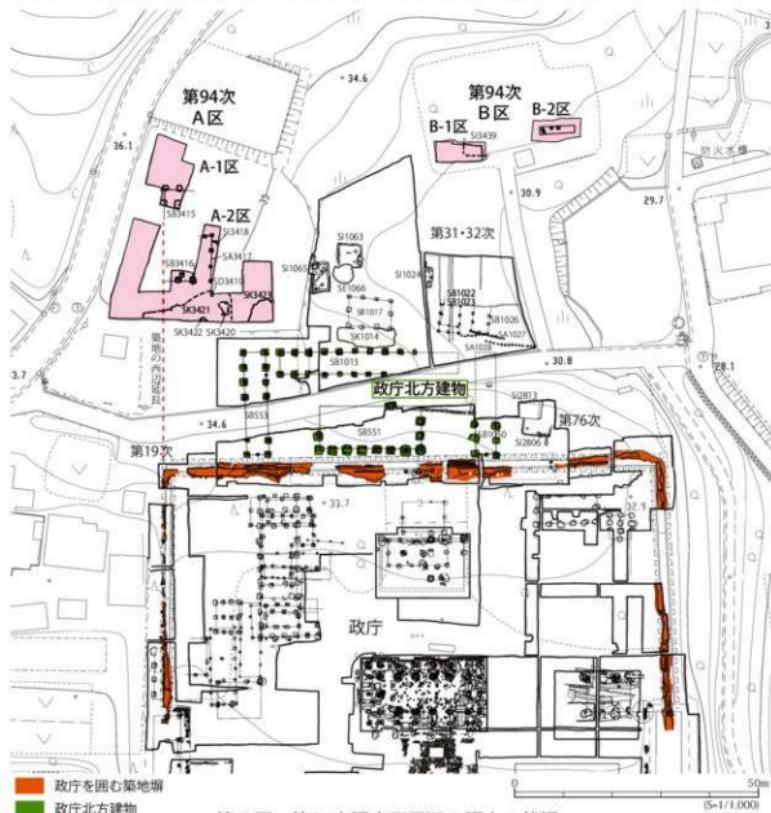
写真2 第94次調査区遠景（南から）

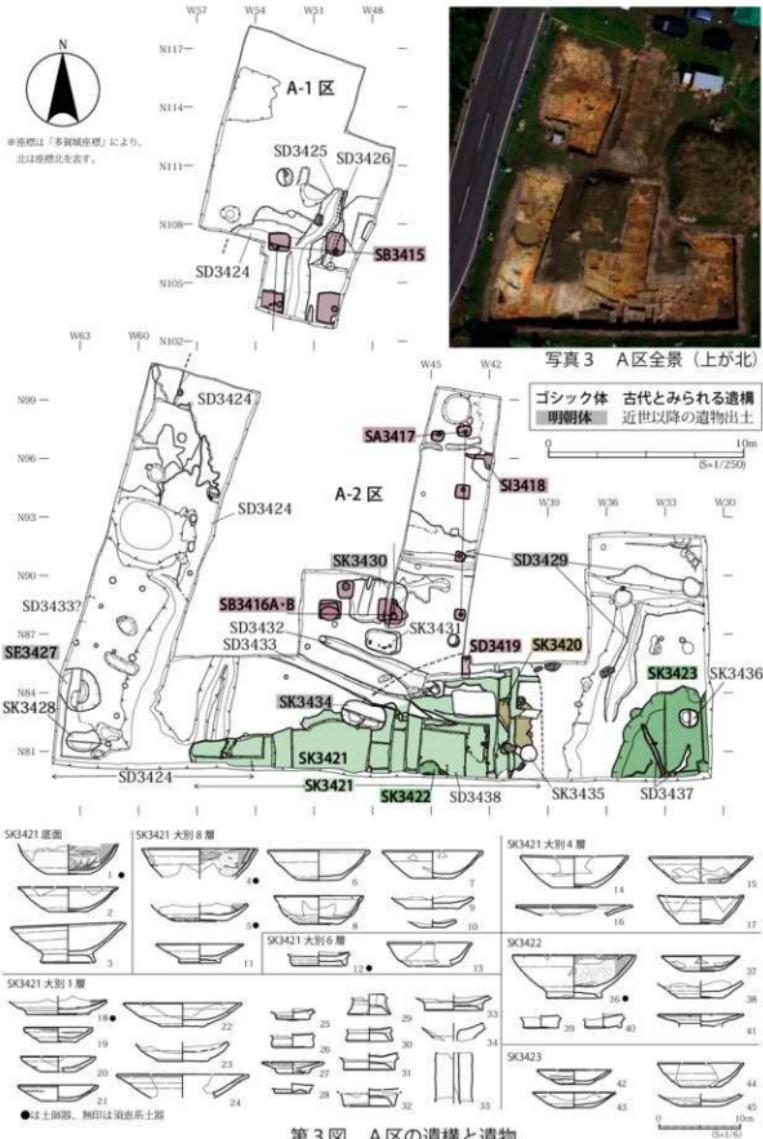


第1図 第94次調査区の位置

A区は全体的に近現代の宅地造成等によって地山まで削平を受けており、遺構はすべて地表面で検出した。検出した遺構は掘立柱建物2棟、柱列1条、竪穴建物1棟、溝8条、自然流路1条、土坑10基、井戸1基である(第3図)。出土遺物は、土師器、須恵器、須恵系土器、白磁、綠釉陶器、瓦、硯などがある。遺構のうち、形状・重複関係・出土遺物等から古代とみられるものは、掘立柱建物2棟、柱列1条、竪穴建物1棟、溝1条、土坑4基である(第2・3図)。そのほかは年代不明のものが多いが、重複関係から古代以降で、一部は近世以降の陶磁器を含む。

SB3415 掘立柱建物では4個の柱穴を検出し、南側と東側が調査区外に広がる建物とみられる。北側の柱穴2個は一辺0.9~1.2mの隅丸方形で、直径約24cmの柱痕跡を確認した。柱間は約3.0mである。南東の柱穴は一辺約1.6m、柱痕跡の直径が約30cmと大型である。建物の西辺は政府西辺築地塀の北側延長上にあり(第2図)、計画的な配置を示す可能性がある。





第3図 A区の遺構と遺物

SB3416 掘立柱建物では2個の柱穴を検出し、北側と西側が調査区外に広がる建物とみられる。建て替えが確認され、古段階・新段階とともに柱は抜き取られている。柱穴は隅丸方形または楕円形で、一辺または長径が0.8～1.2mである。

SA3417 柱列では南北方向に4個、北端で西側に折れて1個の柱穴を検出した。柱穴は一辺0.5～0.8mの隅丸方形、柱痕跡は直径15～20cmの円形で、南北方向の柱間は3.0～3.4mである。位置的にSB3416に関連する柱列か、あるいは調査区外に広がる建物の可能性もある。

SI3418 穫穴建物は、南西隅部分と西辺に取り付くカマド煙道を検出した。

これらの建物・柱列については、出土遺物が少なく詳細な年代は不明だが、掘方が隅丸方形を呈することなどから古代と考えられる。SB3415と3416は掘方・柱痕跡・柱間の規模が大きく、大型の建物の可能性がある。

SK3421 土坑は東西18m、南北6.4mにわたって検出した大型の土坑で、灰白色火山灰より新しい。サブトレンチを4ヶ所設定し、地山まで掘り下げたところ、堆積土・埋土は大別9層に分かれる。底面～大別4層出土土器は、口径10.4～13.3cm、器高2.9～3.9cmの須恵系土器が主体で、法量分化が不明確であることなどから、10世紀中葉頃と考えられる（第3図1～17）。一方、大別1層出土土器（18～35）は、須恵系土器に口径9cm前後の小皿が一定量あり、坏との間に明確な法量分化が認められることなどから、11世紀後半頃と考えられる。SK3421は10世紀中葉頃に機能し、11世紀後半にかけて徐々に埋没したと考えられる。土坑の性格は不明だが、第31次調査でも政府第IV期の大型の土坑SK1014が確認されている（第2図）。

SD3419 溝とSK3420 土坑はSK3421より古い。SK3420は全体が埋め戻され、その上を灰白色火山灰が覆っている。SK3422 土坑は、SK3421の大別4層を掘り込み、大別1層に覆われる。重複関係と出土土器（第3図36～41）の特徴から、11世紀前半頃と考えられる。A区南東隅のSK3423 土坑出土土器（42～45）も特徴が類似しており、近い年代と考えられる。

（2）B区の調査

B区は政府から沢を隔てて北側の南斜面に位置する。現在の標高は31～32mで、ほぼ平坦に造成されていたが、旧地形は北西から南東へ下る傾斜があったと推定される。東西方向のトレーニング2本（B-1・B-2区）を設定して調査した結果、表土から地山の間に複数の堆積層と遺構面を確認した。検出した遺構は、竪穴建物1棟、柱穴4個、溝2条、小溝群2ヶ所、整地層2ヶ所である（第4図）。出土遺物は、土師器、須恵器、須恵系土器、製塙土器、白磁、綠釉陶器、灰釉陶器、瓦、硯などである。

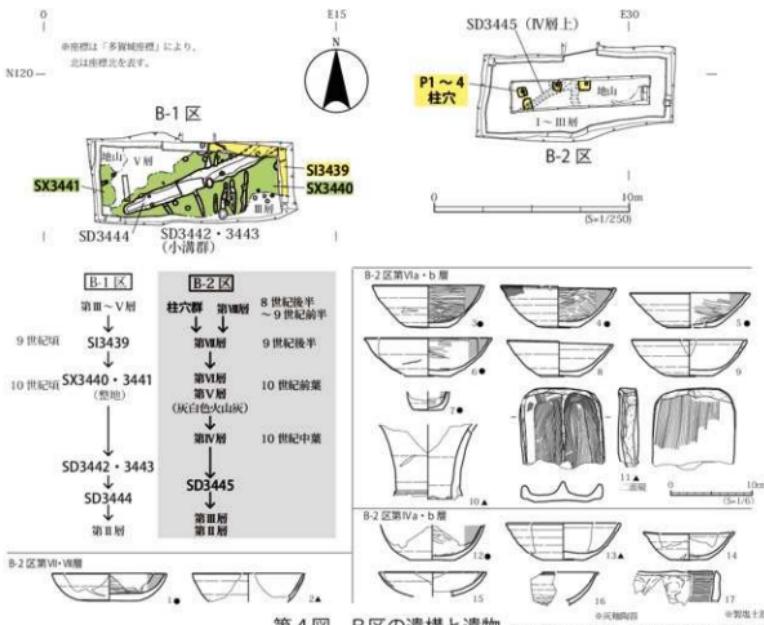
SI3439 穫穴建物は、B-1区の北壁と東壁際に設定したサブトレンチで部分的に検出した。出土遺物や層序関係から9世紀代と推定される。SI3439 廃絶後の窪地を埋め戻す形でSX3440 整地層、その西側にSX3441 整地層が分布しており、SX3440上面でSD3442・3443 小溝群と、それより新しいSD3444 溝を検出した。SX3440に須恵系土器が含まれることから、これらの遺構は10世紀以降と考えられる。

B-2区では第IV層上面でSD3445 溝、第IX層地山上面でP1～4柱穴を検出した。柱穴を覆う第VII層が出土遺物から9世紀後半頃と推定されるため、柱穴はそれ以前と考えられる。沢の南側

の第31次調査SB1022・1023・1026（第2図）などと同様に、政庁第III期頃に小規模な掘立柱建物が造営された可能性がある。また、第VI層以上に須恵系土器が含まれ（第4図）、第IV層が灰白色火山灰であることから、第VI層が10世紀前葉、第IV層が10世紀中葉で、SD3445はそれ以降と考えられる。

（3）施釉陶磁器の出土

特筆すべき遺物として、A区のSK3421土坑やB区の基本層から、施釉陶磁器が出土している（写真5）。すべて破片だが、白磁8点、緑釉陶器2点、灰釉陶器11点があり、白磁のうち年代の分かることは、11世紀後半～12世紀前半頃と推定される。



第4図 B区の遺構と遺物 ●は土器器、▲は須恵器、無印は須恵系土器、△はその他



写真4 B区全景（上が北）

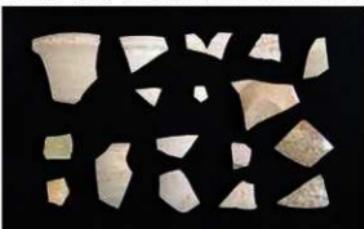


写真5 第94次調査出土の施釉陶磁器

仙台市 長町駅東遺跡 第14次発掘調査

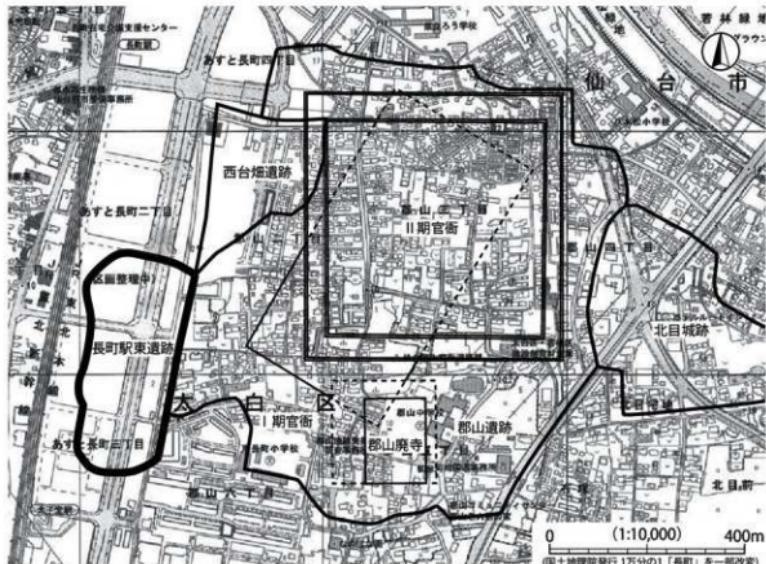
仙台市教育委員会 三浦 一樹

1. 調査要項

- 遺跡名 長町駅東遺跡（宮城県遺跡登録番号 010449）
調査地点 仙台市太白区あすと長町3丁目
調査期間 令和元年7月2日～令和3年3月26日
調査面積 約9,800 m²
調査原因 店舗建設
調査主体 仙台市教育委員会
調査担当 仙台市教育委員会文化財課調査指導係
株式会社シン技術コンサル

2. 遺跡の位置と概要

長町駅東遺跡は仙台市太白区あすと長町に所在する。遺跡の北約1.2kmには広瀬川、南約1.5kmには名取川が流れている。また、遺跡北東側には西台畠遺跡、東側には郡山遺跡が隣接し



第1図 長町駅東遺跡と周辺の遺跡

ている。これらの遺跡は標高 10 m 前後の郡山低地東側の自然堤防と後背湿地上に立地する。

長町駅東遺跡ではこれまで 13 次にわたる調査が行われ、7 世紀中頃から 8 世紀初め頃を中心とする堅穴住居跡が約 350 軒発見された。これらの堅穴住居跡は、西台畠遺跡で発見されている集落とともに、郡山遺跡の郡山 I・II 期官衙の造営や運営に関わりのある人々の集落と考えられている。

3. これまでの調査の概要

長町駅東遺跡ではこれまで 13 次にわたる発掘調査が行われ、特に古墳時代から飛鳥・奈良時代の堅穴住居跡が数多く発見されている。これらの堅穴住居跡は、第 5・6・7・9 次調査で発見された大規模な河川跡よりも北東から東側の、やや標高が高い位置に造られていたことが分かっている（第 2 図）。

長町駅東遺跡の古墳時代から飛鳥・奈良時代は、概ね 1 期から 6 期に区分されている（表 1）。

1 期の堅穴住居跡は第 6・9 次調査で発見され、遺跡南側にある河川跡の近くに数軒認められる。2 期は 1 期と同様の場所に堅穴住居が造られるが、遺跡北側にも居住域が拡大する様子が確認される。3 期は 2 期と同様、遺跡北・南側に堅穴住居が造られるが、北側において堅穴住居が増加する傾向がある。また、掘立柱建物跡や区画施設と考えられる柱列跡も見つかっている。

4 期は遺跡東側に隣接する郡山 I 期官衙の造営・運営時期にあたる。この時期になると堅穴住居が増加し、遺跡全体に分布するようになる。この集落の北東側は大規模な溝（SD66）と材木列（SA 1）により区画されており、南側も河川に沿って造られた材木列（SA 6）で区画される。5 期は郡山 II 期官衙期にあたる。4 期から継続して堅穴住居が多く分布する。4 期に造られた集落北東側を区画する溝（SD66）や材木列（SA 1・6）は、遺構の重複関係や堆積状況から、5 期の終わりにむかってその機能が徐々に失われていったと考えられる。

6 期は堅穴住居が大幅に減少する時期である。これは郡山 II 期官衙の機能が多賀城へ移されることに伴った現象と考えられている。この時期以降、堅穴住居は減少するが、小溝状遺構群が確認されることから、この地域は居住城から生産城（耕作地）に土地利用形態が変化したと考えられる。

このように長町駅東遺跡は大規模な集落遺跡であり、隣接する西台畠遺跡や郡山遺跡とも関係が深い遺跡であることが判明している。

1 期	5 世紀中頃～末頃
2 期	6 世紀初め～末頃
3 期	7 世紀初め～前半
4 期	7 世紀中頃～後半
5 期	7 世紀末頃～8 世紀初め
6 期	8 世紀前半～

表 1 長町駅東遺跡の時期区分

4. 第14次発掘調査の概要

長町駅東遺跡第14次発掘調査は調査対象地を南北に分割し、北側を令和元年度、南側（北・東側の一部も含む）を令和2年度に実施した（第2・3図）。



第2図 長町駅東遺跡調査区合成図

(1) 令和元年度調査

令和元年度調査区は長町駅東遺跡で発見されている集落の中心部にあたる（第2・3図）。過年度調査において古代の遺構検出面とされた基本層IV層上面で堅穴住居跡148軒、掘立柱建物跡5棟、溝跡80条、土坑142基、ピット1799基、性格不明遺構16基、小溝状遺構12条、



第3図 長町駅東遺跡第14次発掘調査平面図

遺物包含層を検出した。基本層IV層はシルト及び粘土質シルトを主体とする。なお、IV層以下は、縄文・弥生時代の遺構・遺物の検出を目的とした下層調査によって、河川堆積層が厚く堆積していることが判明した。

今回発見された主要な遺構である堅穴住居跡の平面形状は方形が主体である。その規模は一辺 4.2 ~ 5.2 m 前後が主体であるが、一辺 2.6 m 前後の小型のものや一辺 9.0 m 前後の大型の SI440 堅穴住居跡も認められる。SI440 堅穴住居跡はカマドに面する南壁に出入りと考えられる張り出し部を備えており、本遺跡では初めて発見された形態であり注目される（写真3）。

また、堅穴住居跡のカマドと煙道を基準とした主軸方向は N-10 ~ 30°-W 前後となる傾向がある。この主軸方向は集落を区画する溝（SD66）や木材列（SA 1・6）の方向を意識したものと考えられる（第2図）。堅穴住居跡のカマドの大半は北壁か東壁に付設されるが、西壁や南壁に付設されたものもある。カマドの燃焼部は壁より内側に位置することが多いが、壁外に張り出す形態も少數ながら認められる。

遺物は平箱で 251 箱出土した。その大半は 7 世紀前葉から 8 世紀前葉の土師器と須恵器で、その他に金属製品、石製品、土製品、弥生土器・石器などが出土した。

（2）令和2年度調査

令和2年度調査区は集落の中心よりやや南側部分と令和元年度調査区の北側部分、両調査区の東側の一部である（第3図）。基本層IV層上面で、第5・6・7・9次調査で確認された集落の西側を流れる河川跡を確認した他、堅穴住居跡 67 軒、掘立柱建物跡 3 棟、溝跡 21 条、井戸跡 1 基、土坑 88 基、ピット 720 基、性格不明遺構 9 基、遺物包含層を検出した。基本層IV層はシルトおよび砂質シルト、砂を主体としており、西側を流れる河川跡の影響を受けていると考えられる。なお、IV層以下の様相は令和元年度調査区と同様である。

これらの遺構は河川跡よりも 1 m 以上標高の高い調査区北東及び東側で発見された。主要な遺構である堅穴住居跡の平面形状や規模、カマドと煙道を基準とした主軸方向は令和元年度調査成果とはほぼ同様である。

遺物は平箱で 73 箱出土した。その大半が令和元年度調査成果と同時期の土師器や須恵器であり、弥生土器や縄文土器も少量出土した。

また、古代の集落跡の調査の他に西側に流れていた河川跡の調査も実施した結果、この河川跡は弥生時代の遺物包含層を壊し、北西-南東方向にやや蛇行しながら流れていたことが明らかになった。なお、河岸の調査で明確な遺構は確認されなかつたが、土師器や須恵器、切子玉などの石製品が出土した。

今後は報告書作成に向けて遺構・遺物の検討を行い、本遺跡で設定されている各時期（表1）の再検討や集落構造の規則性の有無などを解明していく必要がある。



写真1 SI413 完掘状況（南から）



写真2 SI413 カマド等完掘状況（南東から）



写真3 SI440 完掘状況（南から）



写真4 SI540 完掘状況（南東から）



写真5 SI540 カマド近景（南東から）



写真6 令和2年度調査の様子（南から）



写真7 出土遺物1



写真8 出土遺物2

原遺跡第5次調査の概要

岩沼市教育委員会

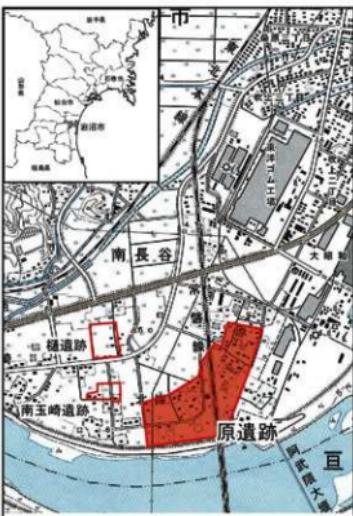
1. 調査要項

- 所在地 岩沼市南長谷字北上・上原地内
調査原因 重要遺跡範囲内容確認調査
調査指導 原遺跡調査検討委員会
調査期間 令和2年7月16日～11月30日
調査面積 I区(第16地点) 538 m²
II区(第17地点) 366 m² 計 904 m²
調査主体 岩沼市教育委員会(生涯学習課)
調査協力 宮城県教育委員会
多賀城跡調査研究所

2. 遺跡の位置と歴史環境

原遺跡はJR岩沼駅の南方約3.2kmに位置し、岩沼市南長谷字原・上原地内に所在する。遺跡範囲の中央にはJR常磐線が南北に通過しているが、常磐線を挟んだ東西の標高は5m前後と大差がなく、阿武隈川左岸に形成された南西～北東方向にのびる自然堤防上で遺跡が営まれている。この地域は『和名類聚抄』の記載にある陸奥国名取郡玉前郷に含まれると考えられ、10世紀頃に成立したと考えられている『延喜式』の東山道陸奥国に設置された駅家である玉前駅家、さらに多賀城跡より出土した9世紀代と推定されている木簡にみえる「玉前割」もこの地域内に存在が比定してきた。

平成16年に発見された原遺跡では、これまでに17地点で調査が実施されている。圃場整備事業に伴って実施された平成28年度の調査(第2図⑦)では、掘立柱建物を構成すると考えられる柱穴、竪穴建物、溝、土坑などの遺構、6世紀後半～9世紀後半にかけての遺物を多数発見している。中でも7世紀末葉頃に美濃須衛窯跡



第1図 原遺跡と周辺の遺跡



第2図 原遺跡内の調査地点

群で作られたと考えられる須恵器圓足円面硯の出土は、この時期に文字を扱うことが可能な人物が当地に所在していたことを示すこととなり、遺跡内に官衙的な施設が設置されていた可能性を強く示したものとなった。さらに平成 29・30 年度に実施した第 2・3 次調査（第 2 図⑧）では、大別して 3 時期の遺構群が発見され、8 世紀前半から後半の時期である II 期の遺構群では、桁行 10 間（約 20 m）、梁行 3 間（約 7 m）を数える長大な掘立柱建物である SB01 と SB02 が発見されたことで注目を集めたほか、8 世紀前半以前の遺構群とした I 期には、SA01 材木塀と共に並行する SD11 大溝が存在することを確認している。令和元年度には第 12 地点（第 2 図⑫）で幅 5.5 m 以上の大溝や竪穴建物、第 4 次調査（第 2 図⑬）では 8～9 世紀代の掘立柱建物群や 6 世紀後半～9 世紀前半にかけてつくられた竪穴建物などが発見されている。

3. 第 5 次調査（第 16・17 地点）の調査成果概要

第 5 次調査では、古代の掘立柱建物跡 5 棟、竪穴建物跡 15 軒、井戸跡 2 基、大型土坑 4 基、溝跡 6 条などの遺構が発見されている。

【掘立柱建物跡】

掘立柱建物跡は、I 区で SB01 が 1 棟、II 区で SB02～06 の 4 棟が確認されている。SB01 は桁行 4 間（8.04 m）、梁行 3 間（5.24 m）の南北棟である。建物主軸方位は東列で計測すると、真北から 3° 西へ傾く。柱穴掘方の平面形は長軸 84～167 cm、短軸 60～126 cm を測る長方形であるが、掘り下げを行った 10 穴のうち段掘りが行われているものが 6 穴ある。これらの柱穴で深く掘り下げているのは、いずれも建物側である。柱穴の大半は桁行・梁行に対して直交して掘られるが、四隅の柱穴は長辺が建物に対して 45° ほど傾くものと、短辺が 45° ほど傾くものの 2 者がある。柱痕跡はすべての柱穴で認められ、柱筋のとおりは概ね良好である。確認した柱痕跡は 22～26 cm ほどの円形である。なお、南西隅の柱穴掘方内には柱痕跡が 2 つ確認されており、1 つは床東の可能性が考えられる。出土した遺物の年代観や重複する遺構との関係から 8 世紀中～後半に機能していたとみられる。

II 区で確認した掘立柱建物跡については全容が把握できるものがない。しかしながら、真北から 4～8° 西へ傾く SB02～04 と、41～47° 西へ傾く SB05・06 の 2 者があり、前者は SB01 と同時期に機能していたと考えられる。また SB05・06 については、7 世紀後半の年代観が考えられる SI19 などの主軸が、真北から 40° ほど西に傾くことから、同様の時期に存在していたとみられる。

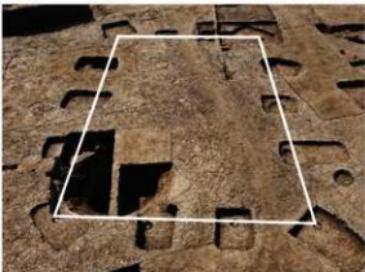
【竪穴建物跡】

竪穴建物跡は、I 区で 11 棟、II 区で 4 棟確認されている。ここでは時期ごとの竪穴建物について様相を述べる。

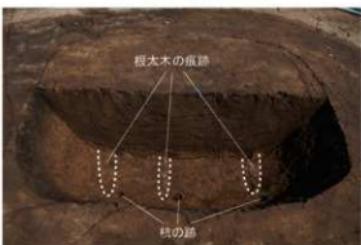
今回の調査で最も古い時期の竪穴建物は I 区南部で確認された 6 世紀前半頃の SI15 である。この竪穴建物の覆土は砂質シルトであるが、同様の遺構堆積土はこれまで第 1・3 次で発見された大溝と材木塀があり、これまで年代が不明であった両者の時期を推量する上で一つの指標となりうる。



第3図 第5次調査I区全体図 1・400



SB01 堀立柱建物跡（北から）



SK01 大型土坑（南から）



第4図 第5次調査II区全体図 1・400



SI16 竪穴建物跡カマド付近の状況（南から）



SI17 竪穴建物跡から出土した猿投產の製品

6世紀末葉～7世紀前半の時期の堅穴建物はI区SI01・02・04・07・13がある。ほぼ全容が明らかなSI01・02・04・07をみると、いずれも一辺が約5.5～6.1mの方形とみられ、北壁中央部にカマドを有している。またSI01・02のカマド燃焼部中央には土製支脚がみられる。煙道は燃焼部奥壁から1m以上の長さを有する長煙道である。SI02のみ燃焼部の奥壁が建物壁面を若干掘り込んでいるが、それ以外は建物壁面が燃焼部奥壁を兼ねている。なお、SI02ではカマド前面の床面上から土師器壺・瓶・甕がまとまって出土している。

7世紀後半～8世紀初頭の時期の堅穴建物はII区SI16～19がある。全容が分かるSI17・18をみると、一辺が約4.4～4.8mの方形とみられ、北壁中央部にカマドを有している。カマド本体ではSI16が特筆される。このカマドでは左袖に芯材とオサエ材として2個体の土師器甕を逆位で設置していた。また、カマド右脇には底部を欠いた土師器甕を正位で設置していたほか、その傍らには土師器甕片に白色粘土塊を載せた状態のものも確認されている。遺物ではSI16床面から湖西窯跡群で生産された須恵器フ拉斯コ形長頸瓶が、SI17床面からは猿投窯跡群で生産された須恵器フ拉斯コ形長頸瓶が発見されている。なお、今回の調査では部分的な確認にとどまっているが、SI19は一辺が10mを超える堅穴建物である可能性が考えられる。

8世紀前半～後半についての堅穴建物は本調査区内では確認されていない。その後に堅穴建物が認められるのは8世紀末葉以降となる。8世紀末葉～9世紀初頭の時期の堅穴建物はSI09・11があり、9世紀前半の時期の堅穴建物はSI10があるが、いずれもI区に存在する。これらは一辺が約2.8～3.9mの方形であり、カマドは東壁中央に設置されるもの(SI09・11)と、北壁東寄りに設置されるもの(SI10)がある。なお、SI10のカマドは燃焼部奥壁を大きくU字状に掘り込んでいる。

【大型土坑】

今回の調査で発見された注目すべき遺構としては、7世紀末葉～8世紀後半にかけてつくられたとみられるSK01・SK02・SK05・SK09の4基の大型土坑が挙げられる。これらの土坑はI区北東部の約140m²内という限られた面積の中で集中して存在している。ここでは最も特徴的な遺構であるSK01について述べる。

SK01の平面形状は隅丸方形で、規模は長軸3.32m、短軸3.20mを測る。断面形状は逆台形であり、確認面からの深さは90cmを測る。底面には褐色粘土を用いた貼床がみられ、そこでは床板を設置するために根太木を並べた荷重痕跡とみられる幅10～15cmのびい黄橙色粘土が東西方向に3列認められている。各根太木痕跡の先端には杭が打ち込まれていることから、壁板の設置、あるいは遺構の上部を覆うような簡易的な屋根のような設備が伴っていた可能性がある。このような特徴から、本遺構については温度や湿度などの配慮が若干必要となるような物資の貯蔵施設として利用されていた可能性が考えられる。

【井戸跡】

井戸跡は今回の調査でI区から2基発見されている。いずれも素掘りであり、9世紀前半の時期とみられる。SE01はSI11と完全に重複していることから、建物が廃絶してからすぐに井戸を掘削した可能性が考えられる。SE01の上部の掘方は直径2.5mの円形であるが、内部の

掘方は方形を呈する。確認面からの深さは 1.7 m を測る。SE02 の上部の掘方は直径 2.3 m の円形であり、確認面からの深さは 1.3 m を測る。なお、いずれの井戸も素掘りである。

【溝跡】

I 区西部で南北に延びる SD01、I 区北東隅部で東西に延びる SD07 は、いずれも規模や断面形状から一連の遺構であるとみられる。これらの溝の特徴としては、底面に溝を掘った時の痕跡である凹凸が遺されていることが挙げられる。第 1・3 次調査でも SD07 に接続すると考えられる東西溝を発見しており、土地の区画を目的としてつくられたと考えられる。SD01 からは「土」と記された墨書須恵器坏が出土しており、その年代観から 9 世紀後半以前に機能していたとみられる。

4.まとめ

【調査で確認された各時期別の様相】

第 5 次調査では大別すると I 期・6 世紀前葉～8 世紀初頭、II 期・8 世紀前葉～後葉、III 期・8 世紀末葉～9 世紀後葉頃と、3 時期の遺構群が確認された。

各時期の遺構の構成を概観すると、I 期は大型の堅穴建物群と掘立柱建物 2 棟で構成されている。特に今回の I 区の調査では 6 世紀末葉～7 世紀前半の堅穴建物群が多く確認できたことから、当該期の集落の中核的な場であった可能性が考えられ、同様に 7 世紀後半～8 世紀初頭については一辺が 10 m を超える建物が発見された II 区周辺へ中心が移ったとも考えられる。II 期は SB01 掘立柱建物と SK01・02・05 の大型土坑などで構成されており、堅穴建物は見られない。SB01 は第 3 次調査で確認された大型掘立柱建物と同様に真北方向を強く意識してつくられ、また II 区でも部分的な確認ではあるが、SB02～04 もほぼ真北方向を意識したとみられることから、8 世紀代の官衙的な遺構の中核は調査区周辺に存在していた可能性が高い。III 期は小規模な堅穴建物群と区画溝、井戸などで構成され、官衙的な遺構群が本調査地から移動した後の姿を示している。

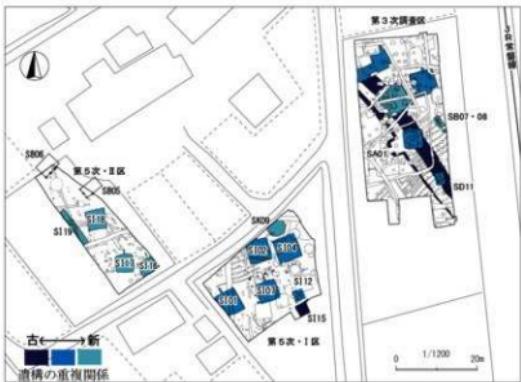
【調査区周辺の土地利用変遷】

隣接する第 3 次調査での成果、ならびに出土遺物の検討も踏まえると、現時点では以下のようない各期ごとの土地利用変遷が推量できる。

I 期：古墳時代後期から終末期にかけて拠点的な集落として機能していた本調査地周辺が、7 世紀後半頃から遠隔地からの物資を入手しうる人々も居住するようになり、あわせて官衙的な遺構群が展開するようになる（第 5 図）。

II 期：8 世紀前半から後半にかけては真北方向を強く指向する官衙的な遺構群の中心的な場となった結果、集落はこの地から姿を消す（第 6 図）。

III 期：8 世紀後半以降に官衙的な施設が調査地周辺から北東部へ移動し、再び集落が営まれ、9 世紀後半頃まで存続する（第 7 図）。



第5図 I期遺構群



第6図 II期遺構群



第7図 Ⅲ期遺構群

宮城県白石市 馬場台遺跡第1・2次調査の概要

白石市教育委员会

1. 調查要項

遺跡名：馬場台遺跡（宮城県遺跡地名表遺跡番号02021）

所在地：宮城県白石市越河五賀字馬場台地内

調查原因：太陽光發電設備設置工事（第1次調查）

遺跡の範囲・性格・内容把握のための確認調査（第2次調査）

調查主體：白石市教育委員會

調查担当：白石市教育委員会生涯學習課

調査期間：2019年11月20日～2019年12月27日（第1次調査）

2020年11月4日～2020年11月30日（第2次調査）

調査面積：608.48 m²（第1次調査）、454.3 m²（第2次調査）

宮城県多賀城跡調査研究会

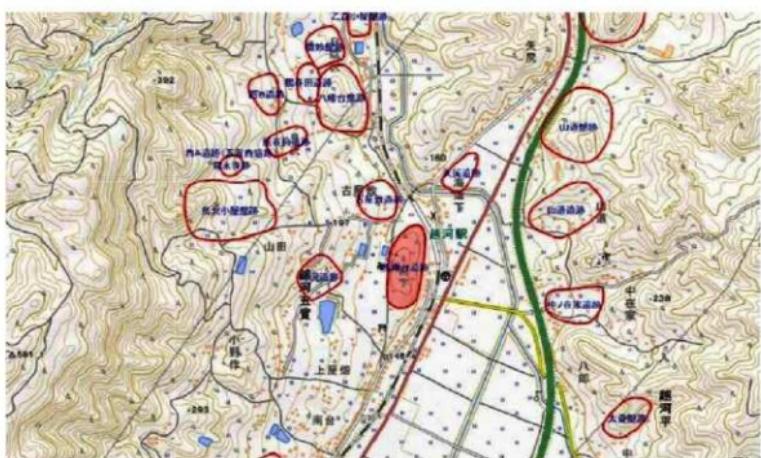


図1 馬場台遺跡と周辺の遺跡

<国土地理院が公開する「地理院地図」を利用し表示された宮城県遺跡地図情報を白石市教育委員会が加工して作成>

2. 遺跡の概要と調査に至る経緯

馬台場遺跡は縄文・古代の遺跡とされ、かつて剥片・石器・土師器などが確認されている。遺跡は、東北本線河駅の南西にある南北約 580m × 東西約 160m の独立丘陵状の丘陵東

端上に立地しており、丘陵の東側では比高が20m程あり急傾斜だが、頂部はおよそ標高165mで南北約150m×東西約40mの範囲でほぼ平坦になっている。遺跡の立地する「越河地区」は宮城県と福島県との県境に位置していて、藩政時代には御境目番所が置かれた地域である。県境付近は奥羽山脈と阿武隈高地に連なる山々が東西に迫り、山間のスペースは最も狭いところで幅150m程しかない。このスペースを東北本線・国道4号線・東北自動車道が重なり合うようにして通っており、現代でも交通上重要な地域である。遺跡周辺には「馬場前」「海道下」「下馬渡戸」「上馬渡戸」という地名が残っており、交通との深い関連性がうかがえる。また、県境から南に約3kmの地点には鎌倉軍と奥州藤原氏の激戦を物語る「阿津賀志山防壁」が位置し、軍事上の要衝でもあった。遺跡は戦後、樹園地・畑地・牧草地等として利用されてきたが、周辺住民によれば、かつて丘陵上では馬が飼育されていたという。

2019年、遺跡内に太陽光発電設備設置事業が計画され、発掘調査の契機となった。この発掘調査（第1次調査）では、古代の掘立柱建物跡をはじめとする遺構群が検出された。掘立柱建物跡が越河地区で確認されたのは初めてであったことから、白石市教育委員会では翌2020年、遺構の延びる範囲を確認するため、発掘調査を実施した（第2次調査）。

なお、2019年の発掘調査の契機となった事業計画は、事業対象地内で掘立柱建物跡が検出されたことから事業者と保存協議を進めた結果、撤回されている。

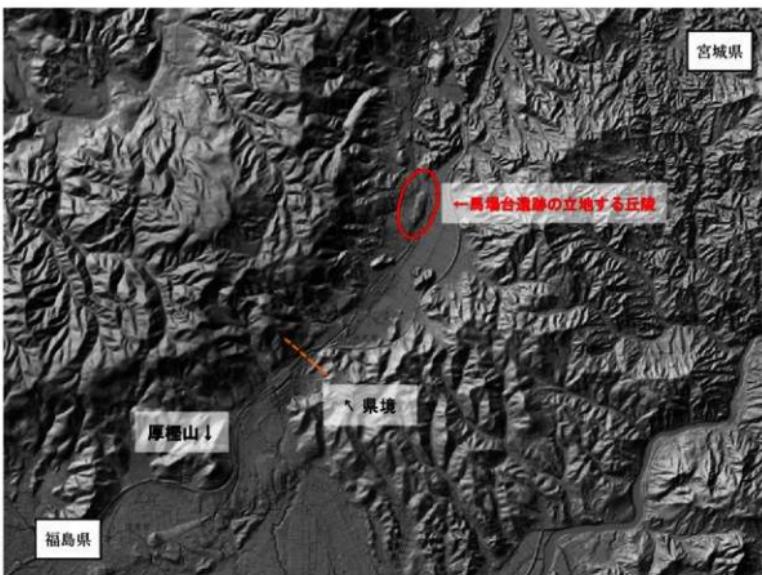


図2 馬場台遺跡周辺の陰影起伏図
<地理院タイル（標高タイル・陰影起伏タイル）を白石市教育委員会が加工して作成>

3. 調査成果

(1) 挖立柱建物跡

全部で4棟検出された。SB101~103はそれぞれ14~16m離れて位置しているが、いずれも柱穴の規模が一辺約80cm~1mと大型の隅丸方形を呈す東西2間×南北2間の総柱建物である。柱痕跡は、SB101・SB102で確認されており、30~35cm程である。SB101・102の柱間は東西約2m、南北2~2.2mで、南北に細長い形となっている。SB103は柱間が東西1.4m、南北1.8mであり、若干規模が小さいが、南北に細長い点で共通している。SB104はSB103より新しい東西2間×南北3間の建物跡である。柱間は東西2.1m、南北1.9m、柱穴は40~55cmで、柱痕跡は1箇所確認され、20cmであった。いずれの建物跡もやや東に傾いている。SB101で一部の柱穴を断ち割ったところ、残存する深さは50cm程であった。掘り方埋土には土師器・須恵器細片が含まれていた。

(2) 壓穴建物跡

建物跡全体が検出されたものはないが、方形を呈している。建物跡の一辺が完全に検出されているのはSI101・202・203で、SI101・203が3.6m、SI203が3mである。カマドの痕跡が確認されているのは4棟で、SI102~104は北側、SI202は西側に位置している。建物跡は規模が小さいものや、不整形な長方形を呈するものが検出されていることから、住居以外の機能をもつ建物跡と考えられる。これらは、SI201を除きおおよそ掘立柱建物と同一方向に建てられていること、重複もないことから、掘立柱建物に付帯する建物の可能性が考えられる。

また、SI102・203は耕作により削平され、辛うじて掘り方が残存している状況である。このほか、明確な壓穴建物跡として検出されなかったものの、平面形で焼土のまとまりが捉えられる個所が複数確認されていることから、壓穴建物跡は現在確認されている以上に存在していた可能性がある。

(3) 溝跡

SB101の南側でSD101が検出されている。東西方向はSB101と一致しており、残存幅は太いところで40cm程である。検出されたのは溝の底面付近とみられ、深さは2~4cm程しか残存していなかった。本来、さらに東に延びていた可能性がある。

(4) 出土遺物

土師器・須恵器が出土している。土師器には杯・鉢・甕が、須恵器には杯・高台付杯・蓋・甕がある。土師器は全てロクロ不使用のものである。杯は外面ヘラケズリ・ヘラミガキ、内面ヘラミガキ・黒色処理、甕は外面粗いハケメカナデ、内面ヘラナデのものである。甕の口縁部は頸部から強く屈曲して大きく開く特徴がある。福島盆地に類似する甕がある。須恵器杯・高台付杯は底部全面回転ヘラケズリのものである。須恵器杯・高台付杯は福島県伊達郡国見町大木戸窯跡のものに似る。大木戸窯跡は遺跡から最も近い窯跡である。第1・2次調査で確認されている土師器・須恵器は奈良時代前半のものである。

4.まとめ

(1) 第1・2次調査では、掘立柱建物跡が4棟、壓穴建物跡8棟などが検出された。掘立柱建物跡のうち3棟は大型の柱穴をもつ総柱建物跡であり、その特徴から、計画的に配置された倉庫群であったと考えられる。今回の調査は遺構確認調査のため、掘立柱建物跡の年代を特定できる遺物は不明だが、壓穴建物跡の遺物には奈良時代前半とみられる

ものが含まれている。竪穴建物跡は掘立柱建物跡とともに計画的に配置された可能性があることから、掘立柱建物跡の時代は奈良時代前半と推定される。

(2) 遺跡の立地する越河地区において、古代の掘立柱建物跡が検出されたのは初めてのことである。これまで本市で掘立柱建物跡が検出されたのは、養老5年(721年)に建置された菟田郡衙跡と推定されている大畠遺跡周辺のみである。大畠遺跡では倉庫院を構成していたとみられる掘立柱建物跡が確認されている。

(3) 大畠遺跡から南に約10kmの地点にある馬場台遺跡で検出された複数の総柱建物跡の性格を考えた場合、その官衙的要素から、次のような可能性が考えられる。

- ①菟田郡衙正倉別院、②菟田郡内の郷倉、③地元豪族の米倉、
④古代交通の要衝におかれた施設

第1・2次調査では、具体的な性格を特定する手掛かりは得られなかったが、古代における菟田郡内の様相と越河地区の成り立ちを考える上で、重要な発見と成果が得られた。

5. 今後の課題

馬場台遺跡は、耕作や小規模な農地造成による影響を受けているものの、遺跡が立地する丘陵全体は大きな改変を受けることなく良好な状態で保全されている。また、遺跡範囲は丘陵の北側2/3程であるが、遺跡範囲に含まれていない丘陵の南側に緩やかな斜面をもっていることから、遺跡は丘陵全体に延びる可能性もある。今後、今回確認された官衙的性格をもつ建物群の拡張がどこまで続くか、把握していく必要がある。

また、越河地区は図2にみるように、地形的な制約から基幹道路が通っていたと考えられ、馬場台遺跡の立地する丘陵西側に延びる南北の直線道は、江戸時代の奥州街道とされている。古代においては、陸奥国を北上する官道である東山道が付近を通っていたと考えられる。

『延喜式』には、この地域の駅家として「駕借駅」の記録があり、どこに位置するか関心を集めてきた。今回の調査では明確な性格を決定づける成果はなかったが、馬場台遺跡が東山道に置かれた駅家跡である可能性も無視できない。

以上のことから、馬場台遺跡の内容解明は、古代交通や菟田郡の構造を解明していく上で大きな意義がある。今回検出された建物跡群はどこまで延びるのか、また、ほかにどのような内容を含んでいるのか、今後も調査を継続し、解明に取り組んでいきたい。

参考文献

高橋栄一(2003)「大畠遺跡」「壇の越遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第195集

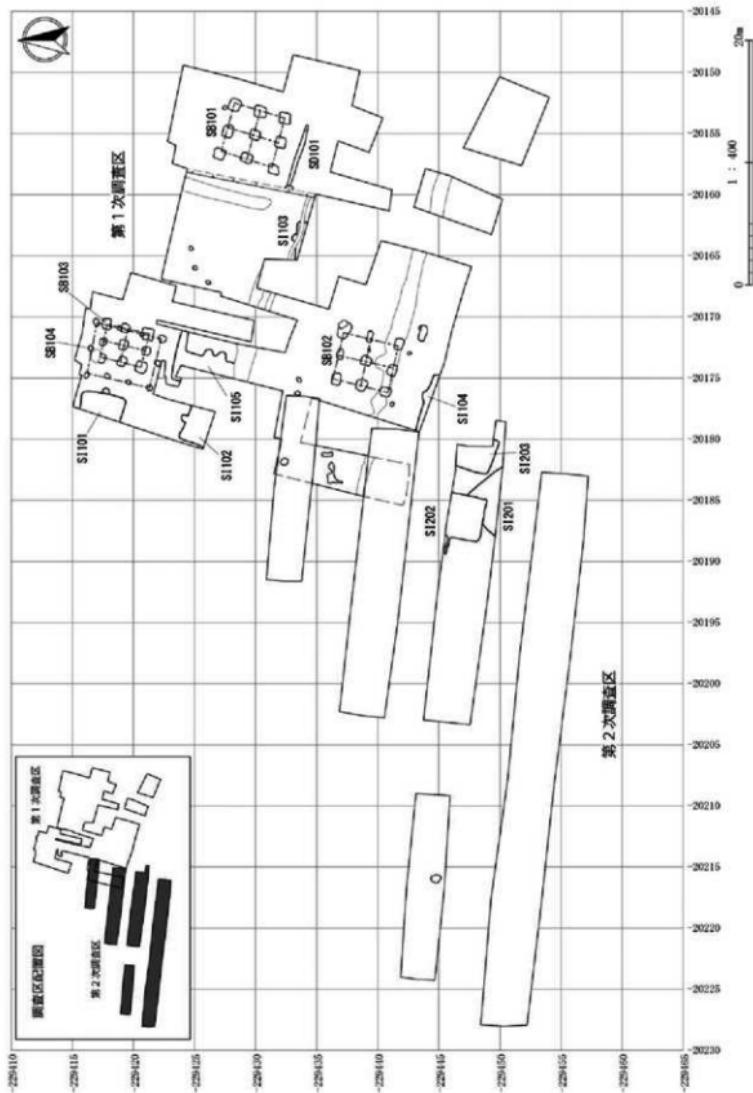


図3 調査区配置図



写真1 SB101（南から）



写真2 SB101 柱穴断面（南から）



写真3 SB103・104（東から）



写真4 SI201・202・
203（北東から）

泉官衙遺跡第30次調査

南相馬市教育委員会 藤木 海

1.はじめに

泉官衙遺跡では現在、史跡整備事業に取り組んでいる。整備基本計画では、郡庁院の建物復元を整備の中核と定めており、第30次調査は、復元に必要なデータを得るために実施した。復元対象遺構の候補となるのは、郡庁院の遺構期区分におけるII-a期(第5図参照)の西・東・南辺殿(註1)および墀であり、それらの遺構を検出できるように3箇所に調査区を設定した(A・B・C区)(第1図)。以下、整理途上の連報とお断りしたうえで、復元対象以外の建物も含めて、検出された主な遺構について概観する。

2.検出された遺構

(1) A区(第2図)

SB1408(II-a期西辺殿)

既調査部で北側4間分が確認

されていたが、今回の調査で南北8間(総長22.2m)×東西2間(2.1m等間、総長4.2m)と判明した。桁行總長は約74尺となるが、その場合の柱間は8間分を均等割りすると9.25尺となり完数尺とならない。旧地表で柱穴を検出した東側柱列北第2柱では柱穴の深さ1.08m、同南第2柱では1.05mを測り、根入れの深さを把握できた。断ち割った柱穴で底面の標高を比較した結果、南に位置する柱穴ほど標高が低くなり、南へ下がる地形の傾斜と対応することから、造成を行わずに傾斜地にそのまま建物を建てていることが判明した。

SB1408(II-a期西辺掘立柱塙)

SB1408の北西隅柱に取り付く掘立柱塙である。後出の建物に切られ柱位置が判然としない柱穴が多いが、柱間は多くが2.7m(9尺)ないし2.4m(8尺)と推定されるのに対し、SB1408



との取り付け部のみ 1.8m と狭い。柱痕跡や柱の当たりから、柱の太さは直径 25 cmほど、根入れは最大で 75 cmである。

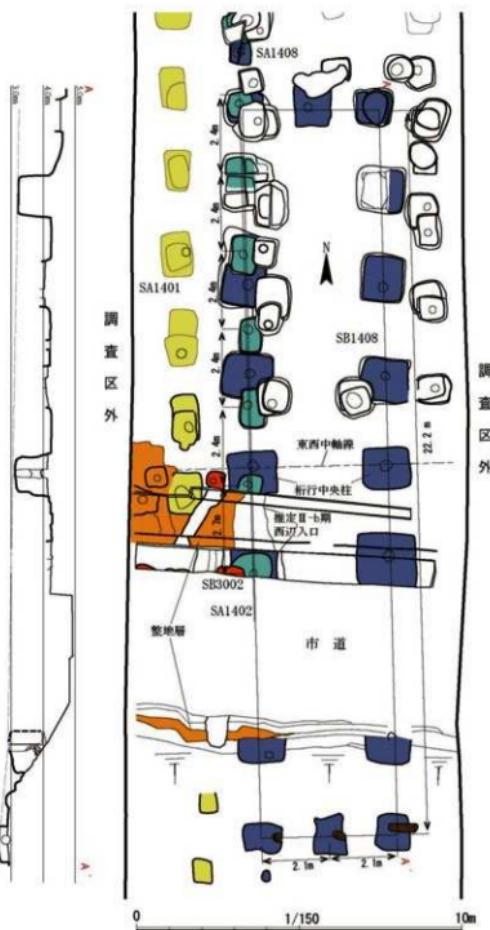
SA1402(II-b 期西辺掘立柱塙)

II-b 期の西辺掘立柱塙で、柱間 2.4m (8 尺) 等間とされているが、SB1408 の東西中軸線 (≒ 平側の中央柱) から南 1 分間だけが柱間が 2.7m と広くとられ、この部分に西辺の入口があった可能性が高い。

整地層・西辺入口に関連する柱穴

上述した SA1402 の西辺入口ちかく、同塙跡や SB1408 の西側に接して、黄褐色砂質シルトのブロックが多く混入する暗褐色砂質シルトを主体とする整地層を検出した。調査区南部を東西に横断する市道の南側法面にかかった断面を観察すると、西から東へ向かって上がる自然地形に対し、高低差を埋めるように西が厚く東が薄く堆積している。

のことから整地の目的は、郡庁域の西辺を境に以西が下がる自然地形の高低差を埋めて、区画内外への出入りをスムーズにするためであったと考えられる。整地層は II 期の SB1408・SA1402 を覆い、III 期の西辺掘立柱塙 SA1401 はこの整地層の上面で検出できることから、II 期以降 III 期以前の間に形成されたものと考えられる。また SA1401 以外に、この整地層の上面を掘り込む柱穴数基を検出し、仮に SB3002 とした。III 期における門など入口に関連する建物の可能性が考えられる。



第2図 A区遺構実測図

(2) B区(第3図)

SB1702(II-a 期東
辺殿)

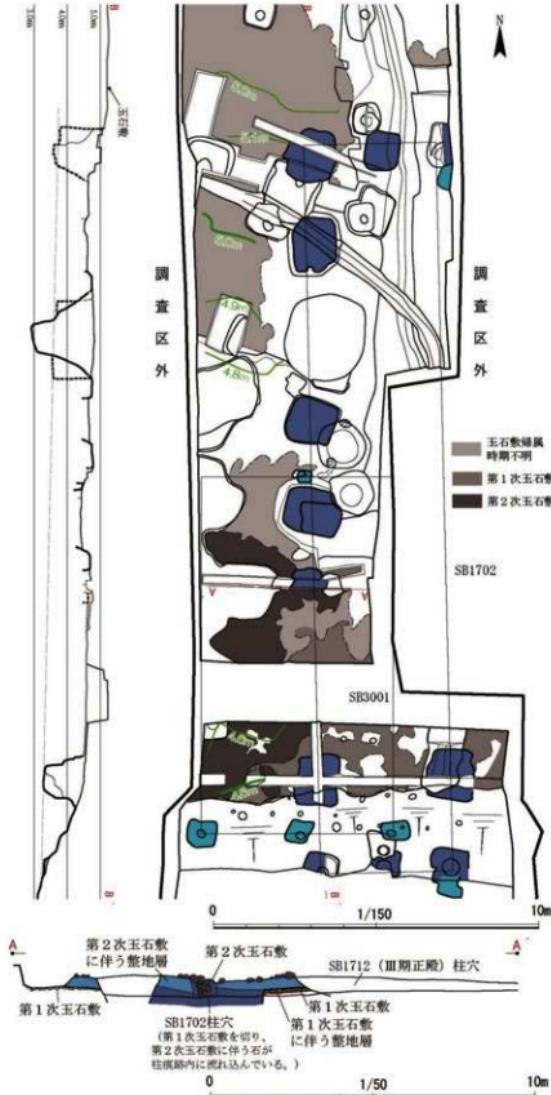
南北8間×東西2間の建物で、柱は抜き取られているが、正殿を中心と左右対称の位置関係にあることから、西辺殿SB1408と同規模の建物と想定できる。傾斜地にそのまま建てられたと考えられる点も、西辺殿と同様である。

SB3001(II-b 期東
辺殿)

SB1702と重複する位置に3.0m(約10尺)等間で東西にならぶ柱穴3基を確認した。調査区の制約があるが、この3基を南妻と想定すると、対する北妻の中央柱と見られる柱穴も確認でき、南北4間(2.7m等間、総長10.8m)×東西2間(3.0m等間、総長6.0m)の側柱建物に復元できる。

玉石敷

郡庁院の敷地を川原石で舗装したもので、今回の調査区内



第3図 B区構実測図

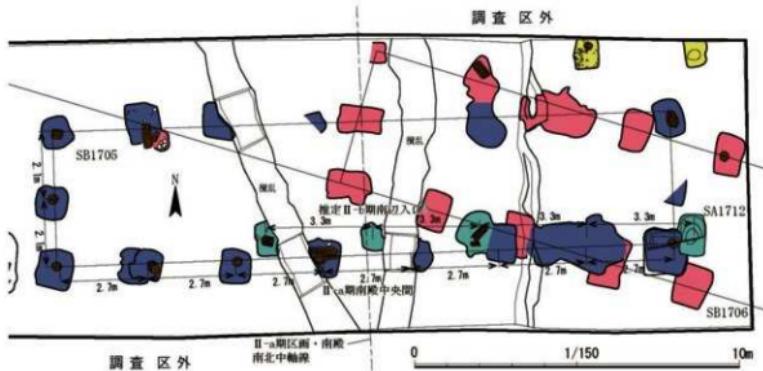


図4 図 C区遺構実測図

で土層断面を検討した結果、SB1702の柱掘方を覆い、その柱痕跡内に玉石が落ち込んでいることから同建物より新しい時期に形成された上層の玉石敷と、SB1702の柱掘方に切られる下層の玉石敷に分かれることが判明した（以下、前者を第2次玉石敷、後者を第1次玉石敷とする）。第1次玉石敷は、径3cm以下の川原石を密に敷いている点、下層に黄褐色土による厚さ3cm内外の薄い整地層を伴う点が特徴である。第2次玉石敷は、小さいものでも径3cm以上、大きいものでは径12cmの比較的大きい川原石で構成される点に特徴がある。第2次玉石敷がおもにSB1702の西側（前庭側）に広がるのに対し、第1次玉石敷はそれだけでなく、SB1702の建物内から東外側（II-a期の区画外）にかけて広がっている。その分布範囲や重複関係などから、第1次玉石敷はI期に、第2次玉石敷はSB1702と同じII-a期に伴う可能性が高い。

(3) C区(第4図)

SB1705(II-a期南辺殿)

東西7間（2.7m等間、総長18.9m）×南北2間（2.1m等間、総長4.2m）で、9個の柱穴で柱根が遺存していた。柱の太さは27cm～30cmで、木取りを確認できるものでは、南側柱列西第4柱のみ芯持ち材、他は四つ割り材である。この南側柱列西第4柱の柱穴は平側の中央間にあたる柱穴で、ほかの柱穴と深さに違いはないが、柱根の下や根回りを割り材で固める工法が用いられている。

なお、西妻中央柱の掘方埋土より木簡の削り屑が2点出土した（写真）。このため、掘削した掘方埋土はすべて回収して水洗選別を行ったが、これ以外には検出できなかった。

SB1706(I期南辺殿)

主軸方位が東に振れるI期の南辺殿で、今回の調査で西側4間分を確認した。第17次調査で東側を確認しており、規模はSB1705と同じである。

SA1712(II-b期南辺掘立柱塀)

II-b期の南辺を区画する塀跡で、調査区内で3.3m（約11尺）の間隔で3基の柱穴が並び、

その東側 6.6mの位置で、さらに1基の柱穴を確認していることから、本堀跡は 3.3m等間と考えられる。II-b 期の区画掘立柱塙の柱間は、北・西辺では 2.4mであり、南辺だけ柱間が広い。

3.まとめ

課題としていた郡庁院を構成する II-a 期の南辺殿・西辺殿・東辺殿について、平面形式や規模、柱の太さや根入れの深さなど、上部構造を復元するための知見を得ることができた。

加えて、これまでの郡庁院の変遷観について、いくつかの新知見が得られため、最後にまとめておく（第5図）。

玉石敷の帰属時期

これまで II 期に伴うとみていた玉石敷は、今回、検出した部分で建物との層位関係から 2 時期に分かれ、その分布範囲から第 1 次玉石敷が I 期に、第 2 次玉石敷が II 期に対応する可能性が高い。したがって、郡庁院は I 期段階から玉石敷を伴っていたと考えられる。

西辺入口

既調査部で確認されている北辺掘立柱塙 SA1404 は柱間 2.4m 等間で、北辺中央の柱間が 4.5m と広くとられていることから、この部分に入口（棟門）が設けられていたことが判明している。その位置は、前段階の II-a 期北辺殿（SB1405）の中央間と一致することから、II-a 期の北辺殿においては中央間が馬道がとされており、それが II-b 期に踏襲されて、この位置に北辺入口が設けられたと考えられる。なお、この位置は、III 期区画の北辺（SA1403）もこれを踏襲し、同様に入口が設けられたことが分かっている。

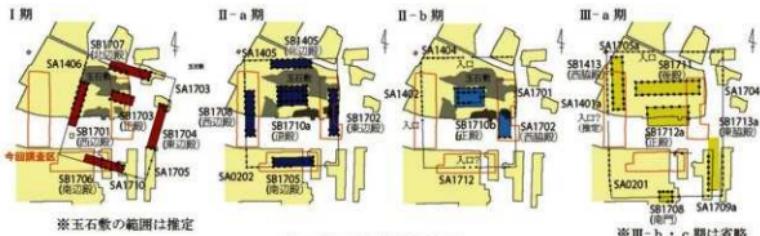
今回、II-b 期の西辺掘立柱塙 SA1402 の柱間が 1 箇所だけ広くとられていることがわかり、やはり入口の存在が想定される。その位置は、II-a 期の西辺区画の中央に取り付く西辺殿 SB1408 の東西中軸線（＝平側の中央柱）から南 1 間の柱間にあたる。したがって、北辺殿と同様、西脇殿も中軸線に絡む柱間が馬道となる構造に復元できる。

さらに、区画の規模が拡大する III 期においても、この付近が西辺中央の位置にあたり、III 期においても北辺と同様、この付近に入口が設けられていた可能性が高い。この部分で検出された整地層は、西辺入口に関わる造作とみられる。

なお、南辺掘立柱塙 SA1712 についても、今回検出した部分は区画の中央にあたり、やはり入口とされた可能性が高いが、遺構の残存状況が悪く、詳細は不明である。



写真 SB1705 出土、木簡の削り屑



第5図 郡庁院変遷図

II-b期東脇殿

II-b期は、II-a期の正殿や区画の位置を踏襲して建て替えられた時期であるが、これまで、この時期に伴う脇殿は確認されていなかった。しかし今回、B区で確認されたSB3001は、その位置関係からII-a期の東脇殿を踏襲したII-b期東脇殿と考えられる。そして、この建物は、II-a期のような長舎とならず、桁行の短い短舎であること、区画掘立柱塀と連結せず、区画の内側に入ることが判明した(註2)。

なお、対応する西脇殿に相当する建物は確認されていない。当建物跡と左右対称の位置に西脇殿を想定すると、上述したII-b期西脇殿SA1402の入口を塞ぐような配置となるため、西脇殿は省略され、II-b期は略品字形の配置であった可能性がある。また、III期西脇殿SB1413の南妻は、入口の存在が想定される部分よりやや北に位置し、この部分を避けるような配置となっている。

以上、今回の調査で得られた所見を踏まえ、今後、上部構造の復元に取り組むこととしたい。

註

註1 以下、海野2017に従い、遮蔽施設が別にあり、独立しているものを脇殿、閉縁施設に取り付くもの、もしくはそれ自体が閉縁施設となるものを辺殿として区別する。

註2 報告者は、こうした郡庁院の変遷観を、陸奥国府である郡山官衙遺跡から多賀城への変遷と連動した変化とみている(藤木2017)。

参考文献

- 海野 聰 2017 「遺構からみた郡庁の建築的特徴と空間的特質」『第20回 古代官衙・集落研究会報告書 郡庁院の空間構成』奈良文化財研究所研究報告 第19冊 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所
- 南相馬市教育委員会 2007 『泉麻寺跡—陸奥国行方郡家の調査報告—』南相馬市埋蔵文化財報告第6集
- 藤木 海 2017 「東北の郡庁の空間構成」『第20回 古代官衙・集落研究会報告書 郡庁院の空間構成』奈良文化財研究所研究報告 第19冊 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所

浪江町赤坂D遺跡

公益財団法人福島県文化振興財団 能登谷宣康

1. 調査要項

遺跡名：赤坂D遺跡（あかさかDいせき）

所在地：双葉郡浪江町大字棚塙字赤坂

調査期間：令和元年度：令和元年10月15日～令和2年3月6日

令和2年度：令和2年4月23日～7月1日

調査主体：福島県教育委員会

調査機関：公益財団法人福島県文化振興財団

調査目的：県道広野小高線整備事業

調査面積：1,500 m²

2. 遺跡の位置と周辺の遺跡

赤坂D遺跡は、JR常磐線浪江駅の北東約3.5 kmの丘陵上に所在する。約800m東方は太平洋の海岸である。遺跡の南方約400mには鹿屋敷遺跡が所在し、西方約1.5 kmには北中谷地遺跡が所在する。鹿屋敷遺跡は古墳時代前期から平安時代にかけての堅穴住居跡約160軒、掘立柱建物20棟以上が検出されている集落遺跡で、北中谷地遺跡では古墳時代前期から平安時代にかけての堅穴住居跡68軒の他、古墳時代終末期の製鉄炉跡、平安時代の鍛冶炉跡が検出されている遺跡である。また、南西約2.2 kmには県指定史跡本屋敷古墳群が所在し、鹿屋敷遺跡が所在する丘陵の南辺には狐塚古墳群・安養院古墳群・堂ノ森古墳が分布している。

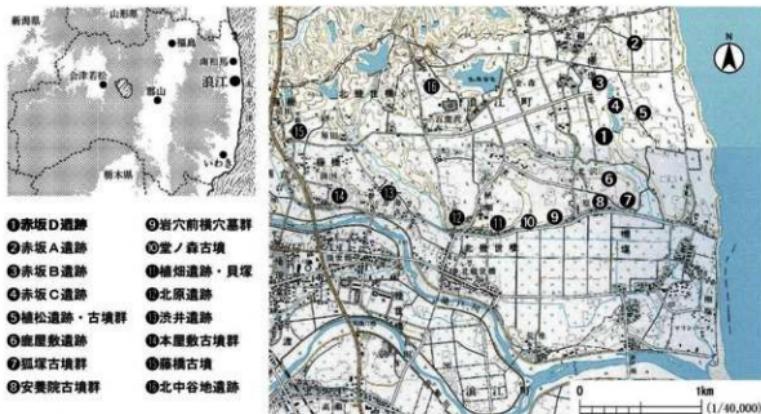


図1 赤坂D遺跡の位置

3. 検出された遺構

今回の調査で、請戸川左岸の沖積地から北方へ樹枝状に派生した沢に面した西向き斜面から古墳時代終末期から奈良時代にかけての製鉄炉跡廃滓場 1 箇所、瓦窯跡 5 基、須恵器窯跡 1 基、木炭窯跡 11 基が近接して検出され、それらと一部重複して竪穴住居跡や性格不明遺構なども検出された。

製鉄炉跡廃滓場

南に開いた沢の南端部から 1 号製鉄炉跡廃滓場 (S W01H) が検出された。製鉄炉跡は調査区外の丘陵頂部付近の長方形の窪地に存在するものと推測され、炉の形状は廃滓場から出土した鐵滓の特徴から箱形炉と想定される。送風用の羽口は出土していない。廃滓場 (鐵滓層) の規模は、南北 16.5m、東西約 11m、厚さ 90 cm を測る。

瓦窯跡

製鉄炉跡廃滓場の北方に隣接する斜面から瓦窯跡が 5 基並んで検出された (S R02~05)。いずれも焼成室が調査区外に存在することから、焼成室の全容を知ることができないが、2 号瓦窯跡灰原 (S R02H) 及び 4 号瓦窯跡灰原 (S R04H) の東方の調査区外に存在する大きな窪みは地下式の焼成室の天井崩落に伴い形成されたことを推測させる。なお、2 号瓦窯跡 (S R02) の作業場の下から 11 号木炭窯跡 (S C11) が検出されたことから、木炭生産が瓦生産に先行していたことがわかる。

焼成室手前の作業場及び灰原からは多くの瓦が出土した。

須恵器窯跡

沢頭に近い地点から 1 号須恵器窯跡 (S R01) が検出された。地下式登窯で、傾斜煙道型の窯である。焼成室の規模は、長さ約 9 m、幅約 1.4 m、高さ約 1.1 m で、床面からは須恵器大型甕 (胴部径約 80 cm) の破片が 2 個体分のほか、須恵器小型甕や焼台に使用した礫も出土した。

木炭窯跡

木炭窯跡が 2 ~ 5 号瓦窯跡の北方に隣接する斜面から 8 基 (S C01~07・11) と沢頭の斜面から 3 基 (S C08・09・12)、これらの間の斜面から 1 基 (S C10) 検出された。この内、3 ~ 5・11 号木炭窯跡 (S C03~05・11)、1・6・7 号木炭窯跡 (S C01・06・07)、8・9・12 号木炭窯跡 (S C08・09・12) はそれぞれ一つの作業場に対して 3 ~ 4 基の複数の木炭窯跡が存在している。1 ~ 7・11 号木炭窯跡 (S C01~07・11) は焼成室の一部ないしは大半が調査区画外に存在することから全容が不明であるが、全容がわかる 8・9・12 号木炭窯跡と同様に地下式登窯で、奥壁は直立し、その上部から煙突が立ち上がっていたと推測される。焼成室の規模は、8・9・12 号木炭窯跡で、長さ 8.3 ~ 9.1 m、幅約 1.3 m、高さ約 90 cm を測る。

10 号木炭窯跡 (S C10) は他の木炭窯跡からは離れて、1 号須恵器窯跡の南方に近接して存

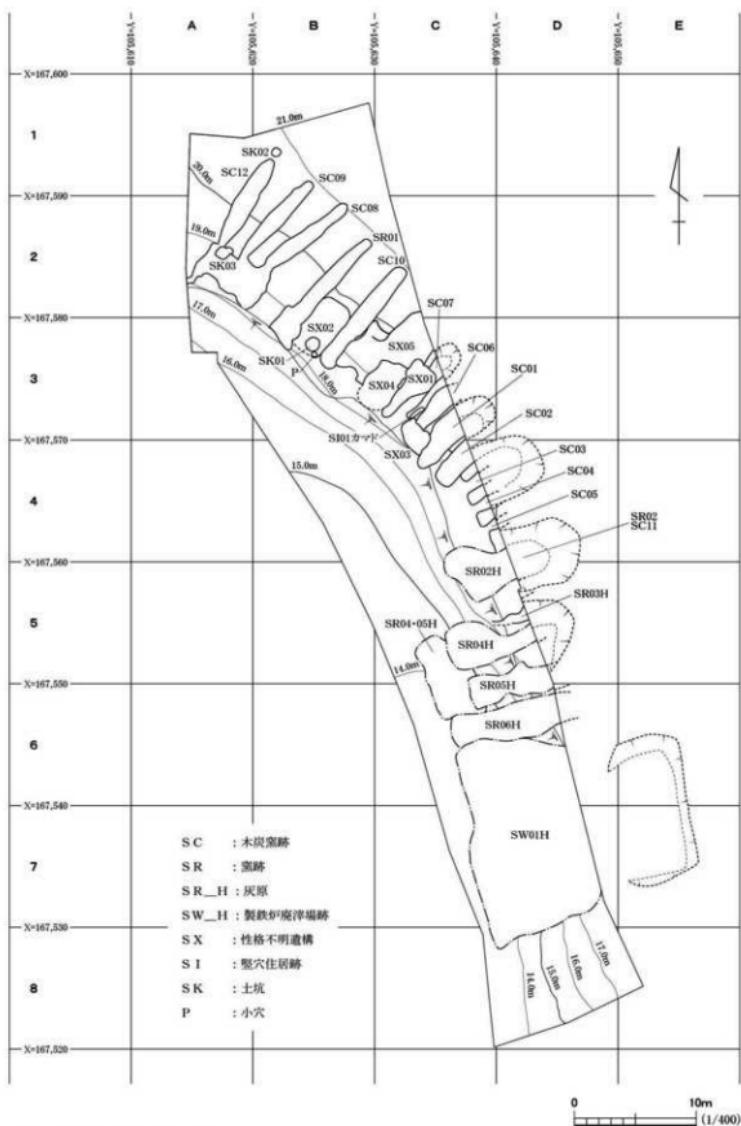


図2 赤坂D遺跡遺構配置図

在する。上記の木炭窯跡と同様に地下式登窯で、最終的には木炭窯跡として使用されているが、窯が作られた当初の床面の傾斜は他の木炭窯跡と異なり、隣の1号須恵器窯跡とも異なっている。さらに、側壁の状況も加味すると、初めは瓦窯跡として構築・操業し、その後、木炭窯跡として操業を行っていた可能性も考えられる。木炭窯としての役目を終え、天井が崩落する過程の土の中から、焼け損じた多くの瓦が出土している。

なお、3～5・11号木炭窯跡（SC03～05・11）、1・6・7号木炭窯跡（SC01・06・07）の東方の調査区外には2～4号瓦窯跡付近で認められたような大きな窪みが存在する。

4. 出土遺物

須恵器片が約2,400点、土師器片が約200点、瓦片が約9,700点（1.4t）、鉄滓が16t出土した。

須恵器

須恵器窯跡内出土の甕類の他、横瓶・甕・長頸瓶・カップ型須恵器などが調査区内から出土している。カップ型須恵器の容量は水で360ml（現在の2合）である。

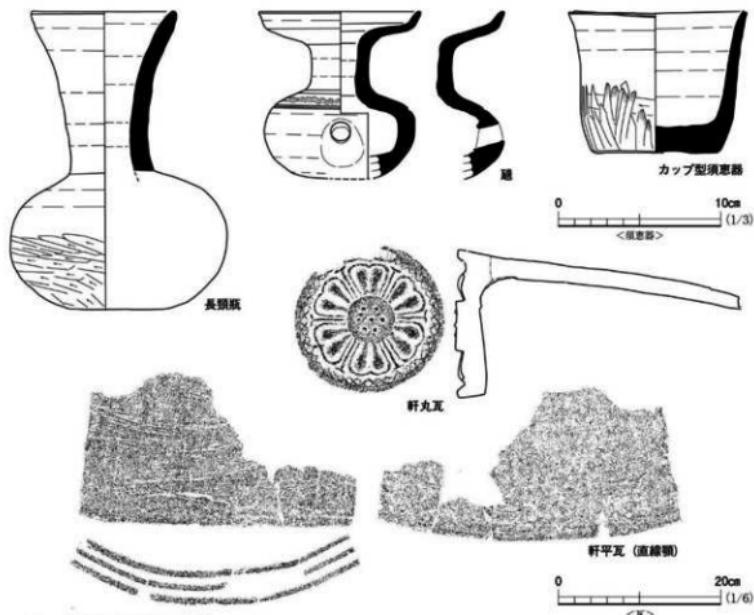


図3 赤坂D遺跡出土遺物

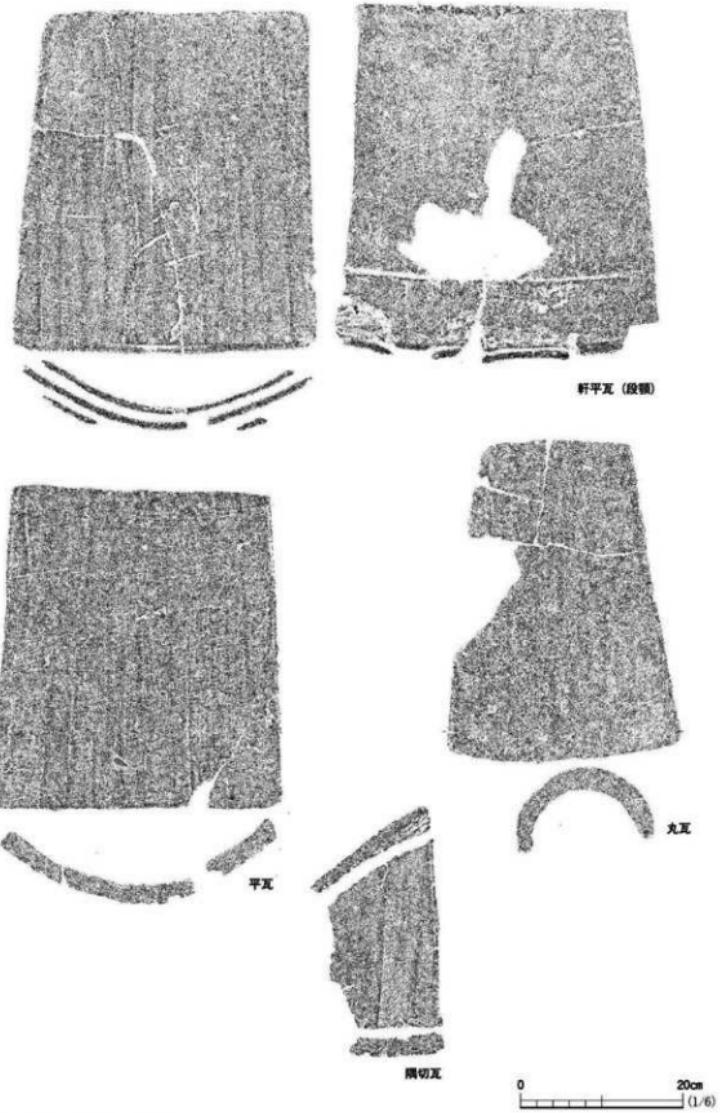


図4 赤坂D遺跡出土遺物

瓦

瓦窯跡灰原を中心に調査区内から瓦が出土し、種類は軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切瓦・熨斗瓦がある。

軒丸瓦及び軒平瓦は、県内でも初期の段階に位置付けられる交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文軒丸瓦及び重弧文軒平瓦である。

軒丸瓦は外側に素文の狭い周帯が巡り、交差文が43個、中房連子が一重（1+6）で、間弁はT字形が多いがY字形に近いものもある。側面はヘラ削りされて調整されているが、製作時の範型と枷型の間に生じたバリを除去せずに焼成したものもある。丸瓦との接合は印籠縫ぎ。

軒平瓦は型挽き重弧文で、弧文断面が箱形のものと半円形のものがある。また、段頸のものと直線頸のものがある。

平瓦は粘土板巻作りで、凸面にナデや削りを施している。

丸瓦は粘土板巻作り、有段のものは1点のみが確認され、他は全て無段である。

土師器・羽口

1・6号木炭窯跡の廃絶後の堆積土から8世紀前半の土師器杯が出土し、1・3・12号木炭窯跡の廃絶後の堆積土からは豊形（製鉄）炉の大口径羽口が出土している。これらの遺物は、本遺跡の下限を示している。

5.まとめ

調査の結果、製鉄炉跡廃滓場・須恵器窯跡・瓦窯跡・木炭窯跡が近接して検出された。このことは、赤坂D遺跡で鉄作り・土器作り・瓦作り・炭作りが行われていたことを物語っている。

浜通り地方の古代における製鉄では、木炭窯跡と製鉄炉跡は密接な関係にあり、赤坂D遺跡の製鉄炉跡は、送風用の羽口を伴わない箱形炉と推測されることから、福島県内における初期の製鉄炉の可能性がある。また、遺跡内の瓦窯跡で焼成されたと推測される瓦の中には、県内の瓦の中でも初期の段階に位置付けられる交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文軒丸瓦や重弧文軒平瓦が存在する。これらの製鉄炉跡や瓦はいずれも律令制成立期（7世紀末～8世紀初頭）のものと推測され、遺跡内の須恵器窯跡で焼成された須恵器も同時期のものと推測される。

赤坂D遺跡が所在する浪江町付近は、古代における陸奥国標葉郡域に相当する。赤坂D遺跡は当時の標葉郡の中心的施設の標葉郡衙に比定される郡山五番遺跡からは約5kmしか離れていないことから、標葉郡を支える複合的な生産拠点であったと推測される。しかし、複弁六葉蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦のセットは、いわき市根岸官衙遺跡群、泉崎村閑和久官衙遺跡・白河市借宿廃寺でも見られ、陸奥国南部の官衙・寺院の造営体制を理解する上で、極めて重要であるが、郡山五番遺跡やその周辺の官衙・寺院関連遺跡（堂ノ上遺跡）では複弁六葉蓮華文軒丸瓦は未検出であり、本遺跡で焼成された瓦の供給先は不明である。

なお、調査期間中において、調査区東側の瓦窯跡群を中心とした区域は重要遺構と判断されたことから、工法変更により調査後埋め戻しを行い、保存されることになった。

古代城柵官衙遺跡検討会の開催地・特集一覧

回	開催年月日	開催地	会 場	特集テーマ・講演 ほか
1	1975.1.11～12	多賀城市	東北歴史資料館	城柵の発表:古代東北調査の現状
2	1976.3.13～14	多賀城市	東北歴史資料館	講演:村上訊一「地下遺構と建築の上部構造」
3	1977.2.5～6	多賀城市	東北歴史資料館	講演:石松好雄「大宰府史跡の発掘調査」
4	1978.1.28～29	多賀城市	東北歴史資料館	講演:佐藤興治「西日本の国府遺跡の調査」
5	1979.2.3～4	盛岡市	盛岡市共済ビル大ホール	発表:太田方八丁遺跡の性格について
6	1980.3.1～2	仙北町	仙北町就業改善センター	公開講演:中山敏史「都街遺跡をめぐる諸問題」
7	1981.2.28～3.1	多賀城市	東北歴史資料館	特別講演:井上秀雄「朝鮮の古代山城について」
8	1982.2.20～21	福島市	あづま住	特別講演:佐藤宗洋「律令国家の変容と地方官衙」
9	1983.2.26～27	多賀城市	東北歴史資料館	特別講演:門脇祐二「地域国家から統一国家へ」
10	1984.1.28～29	酒田市	酒田市総合文化センター	特別講演:吉田晶「地方官衙とその周辺について—国衙の成立過程—」
11	1985.2.10～11	多賀城市	東北歴史資料館	特別講演:岸俊男「都城制研究と藤原京」
12	1986.2.8～9	水沢市	水沢市グランドホテル	特集:胆沢城と伊豆のムラ・根沢城造営によって周辺のムラはかわったか—記念講演:板橋聰「古代の城柵跡を求めて」
13	1987.2.14～15	多賀城市	東北歴史資料館	特集:城柵官衙遺跡の真について
14	1988.2.20～21	会津若松市	福島県立博物館	研究報告:伸田茂司「陸奥国における奈良時代の土器の地域性について」 研究報告:辻秀人「陸奥国古の古瓦の系譜」
15	1989.2.11～12	多賀城市	多賀城市文化センター	特集:多賀城周辺の古代遺跡
16	1990.2.17～18	秋田市	秋田市文化会館	特集:出羽国の城柵—秋田城に関する諸問題—
17	1991.2.9～10	仙台市	仙台市科学館	特集:郡山遺跡をめぐる諸問題—藤原京府初期官衙の成立—
18	1992.2.15～16	青森市	青森県総合社会教育センター	特集:北日本における律令制の土器様相
19	1993.2.20～21	いわき市	いわき市文化センターほか	特集:古代城柵官衙遺跡における律令祭祀のあり方
20	1994.2.26～27	多賀城市	多賀城市文化センター	特集:古代地方都市の成立とその様相—多賀城外の方格地割について—
21	1995.2.25～26	仙北町	仙北町ふれあい文化センター	特集:私田柵跡発掘 20年の成果から
22	1996.3.2～3	新潟市	新潟市万代市民会館	特集:官衙遺跡における考古資料と文字資料について
23	1997.2.8～9	多賀城市	多賀城市文化センター	特集:古代城柵官衙遺跡の官衙地域の実態と域外の様子
24	1998.2.14～15	盛岡市	盛岡市都南文化会館キャナル	特集:城柵と地域社会の変容 特別報告:佐藤信吉「古代史における官衙遺跡研究の成果」
25	1999.2.20～21	山形市	東北芸術工科大学	特別報告:宮本民一郎「地方官衙建築の特徴と山形県下の遺跡」 特別報告:中山史郎「山形県における官衙遺跡研究の成果と問題点」
26	2000.2.19～20	郡山市	郡山ユックス熱海	特集:陸奥国南部における郡家の特質
27	2001.2.24～25	多賀城市	東北歴史博物館	特集:桃生城と伊南城—8世紀後半に設置された城柵の実態とその意義—
28	2002.2.9～10	水沢市	プラザイン水沢	特集:深奥北半部の古代城柵—1世紀に造営された城柵の構造と特質—
29	2003.2.8～9	古川市	グランド平成	特集:律令国家の西端部における地方官衙の成立と変容—多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—
30	2004.2.28～29	多賀城市	東北歴史博物館	記念講演:岡田茂弘「城柵検討の三十年」 特別講演:進藤秋原「東北の城柵官衙遺跡」
31	2005.2.26～27	秋田市	秋田市文化会館	特集:9世紀後半の城柵と地域社会—元慶の乱を考える—
32	2006.2.25～26	多賀城市	東北歴史博物館	特集:城柵遺跡の方格地割
33	2007.2.17～18	南相馬市	ラフィーヌ	特集:陸奥国南部における郡家の構造と変遷
34	2008.2.16～17	仙台市	東北福祉大学	特集:郡山遺跡と多賀城創建
35	2009.2.21～22	盛岡市	ホテル東日本	特集:9世紀前半の奥羽北部の城柵
36	2010.2.27～28	多賀城市	東北歴史博物館	特集:多賀城跡発掘調査 50年の成果と課題
37	2011.2.26～27	横手市	ふれあいセンターかいまくら館	特集:古代城柵から城・館へ
38	2012.2.25～26	多賀城市	東北歴史博物館	特集 I: 東日本大震災と遺跡 特集 II: 城柵官衙遺跡の発見と復元
39	2013.2.23～24	多賀城市	東北歴史博物館	特集:古代東北の城柵と災害
40	2014.2.22～23	山形市	山形国際ホテル	特集:古代出羽国の城柵と交通・駅場・道路・交流-
41	2015.2.28～3.1	多賀城市	東北歴史博物館	特集報告:多賀城と陸奥国南部海岸の諸郡 特別講演:平川 南「古代東北「海道」をゆく」
40	2016.2.13～14	奥州市	奥州文化会館	特集:胆沢城跡守府 その特質と背景
43	2017.2.25～26	多賀城市	東北歴史博物館	特集:瓦の生産とみた城柵官衙・寺院の造営
44	2018.2.17～18	須賀川市	須賀川市役所	特集報告:「最新成果から見た石碑・石質回廊の特質」
45	2019.2.16～17	東松島市	東松島市コミュニティセンター	特集報告:「陸奥国における城柵造営と社会・城柵・集落・墳墓氏族の動向」
46	2020.2.22～23	大仙市	大仙市グランドパレス川崎	基調報告:「鉢舟祐也「私田柵跡と雄勝城」」 特集:未発見城柵の調査・研究の現状
47				中止(資料集のみ作成)

第47回 古代城柵官衙遺跡検討会 資料集

発行日 2021年4月15日

編集発行 古代城柵官衙遺跡検討会 第47回事務局

〒985-0862 宮城県多賀城市高崎一丁目 22-1

宮城県多賀城跡調査研究所 気付

TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104
